

統一様式一①

經費區分別支出一覽表

經費區分

事務所費

[illegible]

事務所費

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

充当金額：42,000円

● 事務所家賃 (7月分)

領 収 証

№ A-004407

下地 康教 様

2024年 6月27日

千	百	十	万	千	百	十	一
		羊	4	2	0	0	0 -

但し、 たいさ店舗1-5
2024年7月分家賃代として

沖縄県宮古島市平良字西里110
住宅情報センター株式会社
登録番号 T4360001013738

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

充当金額：42,000円

● 事務所家賃 (8月分)

領 収 証

№ A-004408

下地 康教 様

2024年 7月29日

千	百	十	万	千	百	十	一
		羊	4	2	0	0	0 -

但し、 たいさ店舗1-5
2024年8月分家賃代として

沖縄県宮古島市平良字西里110
住宅情報センター株式会社
登録番号 T4360001013738

事務所費

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

充当金額：42,000円

● 事務所家賃 (9月分)

領 収 証

№ A-004409

下地 康敬 様

2024年・8月27日

千	百	十	万	千	百	十	一
			4	2	0	0	0

但し、たいす店舗1-5
2024年9月分家賃代として

沖縄県宮古島市平良字西里1107
住宅情報センター株式会
登録番号 T4360001013738

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

充当金額：42,000円

● 事務所家賃 (10月分)

領 収 証

№ A-004410

下地 康敬 様

2024年 7月27日

千	百	十	万	千	百	十	一
			4	2	0	0	0

但し、たいす店舗1-5
2024年10月分家賃代として

沖縄県宮古島市平良字西里1107
住宅情報センター株式会
登録番号 T4360001013738

事務所費

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

充当金額：42,000円

● 事務所家賃 (11月分)

領 収 証

№ A-004411

下地 康教 様

2024 年 10 月 28 日

千	百	十	万	千	百	十	一
		4	2	0	0	0	—

但し、たいさ店舗1-5
2024年11月分家賃代として

沖縄県宮古島市平良字西里110
住宅情報センター株式会
登録番号 T4360001013738

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

充当金額：42,000円

● 事務所家賃 (12月分)

領 収 証

№ A-004412

下地 康教 様

2024 年 11 月 27 日

千	百	十	万	千	百	十	一
		4	2	0	0	0	—

但し、たいさ店舗1-5
2024年12月分家賃代として

沖縄県宮古島市平良字西里110
住宅情報センター株式会
登録番号 T4360001013738

事務所費

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

充当金額：42,000円

● 事務所家賃 (R7.1月分)

領 収 証

№ A-004736

2024年12月27日

下地康教 様

千	百	十	万	千	百	十	一
		¥	4	2	0	0	0

但し、たし店会館1-S
2025年1月分家賃代として

沖縄県宮古島市平良字西里110

住宅情報センター株式会

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

充当金額：42,000円

● 事務所家賃 (R7.2月分)

領 収 証

№ A-004737

2025年1月27日

下地康教 様

千	百	十	万	千	百	十	一
		¥	4	2	0	0	0

但し、たし店会館1-S
2025年2月分家賃代として

沖縄県宮古島市平良字西里110

住宅情報センター株式会

事務所費

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

充当金額：42,000円

● 事務所家賃 (R7.3月分)

領 収 証

No A-004738

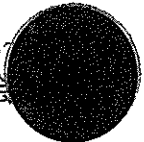
下地康教 様

2025 年 2 月 27 日

千	百	十	万	千	百	十	一
			¥	4	2	0	0

但し、たけのこ店舎前1-5
2025年3月分家賃代とる

沖縄県宮古島市平良字西里1107
住宅情報センター株式会



充当割合：政務活動 以外が含まれるので按分)

- 政務事務所契約駐車場料金（1 台来客用駐車場として使用）

* 3 台契約のうち 1 台来客用のみ計上（R6. 7月～R6. 11月分）

・ 政務事務所契約駐車場料金 3,000円×1台×5ヵ月＝15,000円

充当金額 15,000円

領収証 No. _____

金額 _____

但、令和6年8月～令和6年11月分駐車場料金3台分
令和6年5月30日 上記正に領収いたしました

内 訳
税抜金額
消費税額(%)

有限会社トータル企画
取締役 平良盛雄
宮古島市平良字東仲宗根909番地の6
TEL(0980)73-2186

200円

6R1415

充当割合：政務活動 以外が含まれるので按分)

- 政務事務所契約駐車場料金（1 台来客用駐車場として使用）

* 3 台契約のうち 1 台来客用のみ計上（R6. 12月～R7. 3月分）

・ 政務事務所契約駐車場料金 3,000円×1台×4ヵ月＝12,000円

充当金額 12,000円

領収証 No. _____

金額 _____

但、令和6年12月～令和7年3月分駐車場料金
令和6年11月29日 上記正に領収いたしました

内 訳
税抜金額
消費税額(%)

有限会社トータル企画
代表取締役 平良盛
沖縄県宮古島市平良字東仲宗根909番地の6
TEL(0980)73-2186

200円

6R1418

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

充当金額：924 円
(7 月分)

上下水道料金納付書兼領収証
令和 6 年 7 月分 令和 6 年 7 月 19 日発行

水栓番号 129-00252
納付期限 令和 6 年 8 月 5 日

平良字西里747番地の5

たいら店舗 1F 南 (1F S)

下地 康教 様

用 途	営業用
メーター番号	R22190
使用水量	1 m ³
上水道料金	924 円
下水道料金	0 円
合計金額	924 円

(10%対象 924 円 内税 84 円)

登録番号 T9800020003884

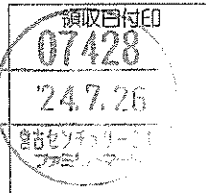
使用期間

令和 6 年 6 月 1 日～令和 6 年 7 月 1 日

宮古島市水道事業
宮古島市長



- この領収証は、領収の
紛争を避けるために
5年間保存して下さい。
 - 金額を訂正したものの
領収日付印の捺印の
ないものは無効です。
- お間違い合わせ窓口は
事務局に記載してあり
ます。



収入印紙不要 (お客様控)

充当金額：924 円
(8 月分)

上下水道料金納付書兼領収証
令和 6 年 8 月分 令和 6 年 8 月 20 日発行

水栓番号 129-00252
納付期限 令和 6 年 9 月 5 日

平良字西里747番地の5

たいら店舗 1F 南 (1F S)

下地 康教 様

用 途	営業用
メーター番号	R22190
使用水量	1 m ³
上水道料金	924 円
下水道料金	0 円
合計金額	924 円

(10%対象 924 円 内税 84 円)

登録番号 T9800020003884

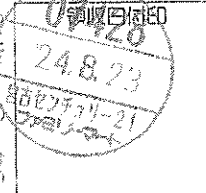
使用期間

令和 6 年 7 月 1 日～令和 6 年 8 月 1 日

宮古島市水道事業
宮古島市長



- この領収証は、領収の
紛争を避けるために
5年間保存して下さい。
 - 金額を訂正したものの
領収日付印の捺印の
ないものは無効です。
- お間違い合わせ窓口は
事務局に記載してあり
ます。



収入印紙不要 (お客様控)

事務所費

水道料金

充当金額：924 円
(9 月分)

上下水道料金納付書兼領収証
令和 6 年 9 月分 令和 6 年 9 月 19 日発行

水栓番号 129-00252
納付期限 令和 6 年 10 月 7 日

平良字西里747番地の5

たいら店舗 1F 南 (1F S)

下地 康教 様

用 途	営業用
メーター番号	R22190
使用水量	1 m ³
上水道料金	924 円
下水道料金	0 円
合計金額	924 円

(10%対象 924 円 内税 84 円)

登録番号 T9800020003884

使用期間

令和 6 年 8 月 1 日～令和 6 年 9 月 1 日

宮古島市水道事業
宮古島市長



- この領収証は、領収の
紛争を避けるために
5年間保存して下さい。
 - 金額を訂正したものの
領収日付印の捺印の
ないものは無効です。
- お間違い合わせ窓口は
事務局に記載してあり
ます。



収入印紙不要 (お客様控)

事務所費

水道料金

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

充当金額：770 円
(10月分)

充当金額：924 円
(11月分)

充当金額：770 円
(12月分)

上下水道料金納付書兼領収証
令和 6年10月分 令和 6年10月18日発行

水栓番号	129-00252
納付期限	令和 6年11月 5日

平良字西里747番地の5

たいら店舗 1F南(1F S)

下地 康教 様

用 途	営業用
メーター番号	R22190
使用水量	0 m³
上水道料金	770 円
下水道料金	0 円
合計金額	770 円

(10%対象 770 円 内税 70 円)

登録番号 T9800020003884

使用期間

令和 6年 9月 1日～令和 6年10月 1日

宮古島市水道事業
宮古島市長

領収日付印
07428
24.10.22
88センター-21
収入印紙不要 (お客様控)

上下水道料金納付書兼領収証
令和 6年11月分 令和 6年11月14日発行

水栓番号	129-00252
納付期限	令和 6年12月 5日

平良字西里747番地の5

たいら店舗 1F南(1F S)

下地 康教 様

用 途	営業用
メーター番号	R22190
使用水量	1 m³
上水道料金	924 円
下水道料金	0 円
合計金額	924 円

(10%対象 924 円 内税 84 円)

登録番号 T9800020003884

使用期間

令和 6年10月 1日～令和 6年11月 1日

宮古島市水道事業
宮古島市長

領収日付印
07428
24.11.19
88センター-21
収入印紙不要 (お客様控)

上下水道料金納付書兼領収証
令和 6年12月分 令和 6年12月17日発行

水栓番号	129-00252
納付期限	令和 7年 1月 6日

平良字西里747番地の5

たいら店舗 1F南(1F S)

下地 康教 様

用 途	営業用
メーター番号	R22190
使用水量	0 m³
上水道料金	770 円
下水道料金	0 円
合計金額	770 円

(10%対象 770 円 内税 70 円)

登録番号 T9800020003884

使用期間

令和 6年11月 1日～令和 6年12月 1日

宮古島市水道事業
宮古島市長

領収日付印
07428
24.12.21
88センター-21
収入印紙不要 (お客様控)

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

充当金額：924 円
(R7. 1月分)

充当金額：770 円
(R7. 2月分)

充当金額：924 円
(R7. 3月分)

事務所費

水道料金

上下水道料金納付書兼領収証
令和 7年 1月分 令和 7年 1月20日発行

水栓番号	129-00252
納付期限	令和 7年 2月 5日

平良字西里747番地の5

たいら店舗 1F南(1F S)

下地 康教 様

用 途	営業用
メーター番号	R22190
使用水量	1 m ³
上水道料金	924 円
下水道料金	0 円
合計金額	924 円

(10%対象 924 円 内税 84 円)

登録番号 19800020003884

使用期間

令和 6年12月 1日～令和 7年 1月 1日

宮古島市水道事業
宮古島市長



- この領収証は、後日の紛争を避けるために5年間保存してください。
 - 金額を訂正したものの、領収日付印の原印のないものは無効です。
- お問い合わせ窓口は
事前に記載してあります。



収入印紙不要 (お客様控)

上下水道料金納付書兼領収証
令和 7年 2月分 令和 7年 2月18日発行

水栓番号	129-00252
納付期限	令和 7年 3月 5日

平良字西里747番地の5

たいら店舗 1F南(1F S)

下地 康教 様

用 途	営業用
メーター番号	R22190
使用水量	0 m ³
上水道料金	770 円
下水道料金	0 円
合計金額	770 円

(10%対象 770 円 内税 70 円)

登録番号 19800020003884

使用期間

令和 7年 1月 1日～令和 7年 2月 1日

宮古島市水道事業
宮古島市長



- この領収証は、後日の紛争を避けるために5年間保存してください。
 - 金額を訂正したものの、領収日付印の原印のないものは無効です。
- お問い合わせ窓口は
事前に記載してあります。



収入印紙不要 (お客様控)

上下水道料金納付書兼領収証

令和 7年 3月分 令和 7年 3月18日発行

水栓番号	129-00252
納付期限	令和 7年 4月 7日

平良字西里747番地の5

たいら店舗 1F南(1F S)

下地 康教 様

用 途	営業用
メーター番号	R22190
使用水量	1 m ³
上水道料金	924 円
下水道料金	0 円
合計金額	924 円

(10%対象 924 円 内税 84 円)

登録番号 19800020003884

使用期間

令和 7年 2月 1日～令和 7年 3月 1日

宮古島市水道事業
宮古島市長



- この領収証は、後日の紛争を避けるために5年間保存してください。
 - 金額を訂正したものの、領収日付印の原印のないものは無効です。
- お問い合わせ窓口は
事前に記載してあります。



収入印紙不要 (お客様控)

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

充当金額：12,470 円

(8月分)

電気料金払込受領証

下地 康教 様

電気番号 70247- 83-1-8
ご契約種別 従量電灯
令和 6年 8月分

領収金額	12,470 円
料金	11,312 円
再エネ賦課金	1,158 円

【再掲】

消費税等相当額(10%)	1,133 円
燃料費等調整額	-3,512.41 円
課税対象額10%	12,470 円

ご使用量 332 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A:ご依頼人控)

支払期日	9月13日	07428印
金融機関 取扱期限日	10月 3日	24.8.23
コンビニ等 取扱期限日	10月13日	宮古セントラル-21 ファミリーマート

沖縄電力株式会社 (T3360001008565) 収入印紙貼付欄

充当金額：9,786 円

(9月分)

電気料金払込受領証

下地 康教 様

電気番号 70247- 83-1-8
ご契約種別 従量電灯
令和 6年 9月分

領収金額	9,786 円
料金	8,760 円
再エネ賦課金	1,026 円

【再掲】

消費税等相当額(10%)	889 円
燃料費等調整額	-4,262.91 円
課税対象額10%	9,786 円

ご使用量 294 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A:ご依頼人控)

支払期日	10月15日	07428印
金融機関 取扱期限日	11月 1日	24.10.15
コンビニ等 取扱期限日	11月14日	宮古セントラル-21 ファミリーマート

沖縄電力株式会社 (T3360001008565) 収入印紙貼付欄

充当金額：5,264 円

(10月分)

電気料金払込受領証

下地 康教 様

電気番号 70247- 83-1-8
ご契約種別 従量電灯
令和 6年10月分

領収金額	5,264 円
料金	4,696 円
再エネ賦課金	568 円

【再掲】

消費税等相当額(10%)	478 円
燃料費等調整額	-2,335.68 円
課税対象額10%	5,264 円

ご使用量 163 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A:ご依頼人控)

支払期日	11月13日	07428印
金融機関 取扱期限日	12月 3日	24.10.22
コンビニ等 取扱期限日	12月13日	宮古セントラル-21 ファミリーマート

沖縄電力株式会社 (T3360001008565) 収入印紙貼付欄

充当金額：7,963 円

(11月分)

電気料金払込受領証

下地 康教 様

電気番号 70247- 83-1-8
ご契約種別 従量電灯
令和 6年11月分

領収金額	7,963 円
料金	7,157 円
再エネ賦課金	806 円

【再掲】

消費税等相当額(10%)	723 円
燃料費等調整額	-2,984.48 円
課税対象額10%	7,963 円

ご使用量 231 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A:ご依頼人控)

支払期日	12月16日	07428印
金融機関 取扱期限日	12月27日	24.11.19
コンビニ等 取扱期限日	1月10日	宮古セントラル-21 ファミリーマート

沖縄電力株式会社 (T3360001008565) 収入印紙貼付欄

充当金額：3,069 円

(12月分)

電気料金払込受領証

下地 康教 様

電気番号 70247- 83-1-8
ご契約種別 従量電灯
令和 6年12月分

領収金額	3,069 円
料金	2,769 円
再エネ賦課金	300 円

【再掲】

消費税等相当額(10%)	279 円
燃料費等調整額	-928.66 円
課税対象額10%	3,069 円

ご使用量 86 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A:ご依頼人控)

支払期日	1月14日	07428印
金融機関 取扱期限日	2月 3日	24.12.21
コンビニ等 取扱期限日	2月13日	宮古セントラル-21 ファミリーマート

沖縄電力株式会社 (T3360001008565) 収入印紙貼付欄

充当金額：2,840 円

(R7.1月分)

電気料金払込受領証

下地 康教 様

電気番号 70247- 83-1-8
ご契約種別 従量電灯
令和 7年 1月分

領収金額	2,840 円
料金	2,561 円
再エネ賦課金	279 円

【再掲】

消費税等相当額(10%)	258 円
燃料費等調整額	-895.88 円
課税対象額10%	2,840 円

ご使用量 80 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A:ご依頼人控)

支払期日	2月17日	07428印
金融機関 取扱期限日	3月 7日	25.1.23
コンビニ等 取扱期限日	3月19日	宮古セントラル-21 ファミリーマート

沖縄電力株式会社 (T3360001008565) 収入印紙貼付欄

事務所費

電気料金

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

充当金額：2,640 円

(R7.2月分)

充当金額：2,170 円

(R7.3月分)

電気料金払込受領証

切り取り線
下地 康教 様

電気番号 70247- 83-1-8
ご契約種別 従量電灯
令和 7年 2月分

領収金額 2,640 円

料金 2,361 円
再エネ賦課金 279 円

【再掲】
消費税等相当額(10%) 240 円
燃料費等調整額 -1,096.00 円
課税対象額10% 2,640 円

25,217

ご使用量 80 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	3月17日	07453印
金融機関取扱期限日	4月4日	252印
コンビニ等取扱期限日	4月16日	宮古工業高技前 ファミリーマート

沖縄電力株式会社
(T3360001008565)

収入印紙貼付欄

電気料金払込受領証

切り取り線
下地 康教 様

電気番号 70247- 83-1-8
ご契約種別 従量電灯
令和 7年 3月分

領収金額 2,170 円

料金 1,947 円
再エネ賦課金 223 円

【再掲】
消費税等相当額(10%) 197 円
燃料費等調整額 -865.87 円
課税対象額10% 2,170 円

ご使用量 64 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	4月14日	日 附 印
金融機関取扱期限日	5月2日	3.18
コンビニ等取扱期限日	5月14日	1133

沖縄電力株式会社
(T3360001008565)

収入印紙貼付欄

事務所概要申告票

議員名 下地康教

1. 物件の所在

住所	沖縄県宮古島市平良字西里747-5 たいら店舗(1-S)	
電話番号	0980-79-5111	

2. 所有区分

☐ 自宅兼事務所
☐ 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

☐ 専用事務所
☒ 賃借事務所
・賃貸借契約先 [住宅情報センター株式会社]
・所有者 ☐ 親族(続柄:) ☐ 関連会社 ☒ 第三者
・議員との生計 ☐ 議員と生計同一 ☒ 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

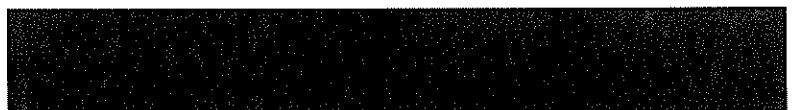
賃借人 沖縄県議会議員

下地康教

賃貸人 氏名



住所



事務所費充当状況申告票

議員名 下地 康教

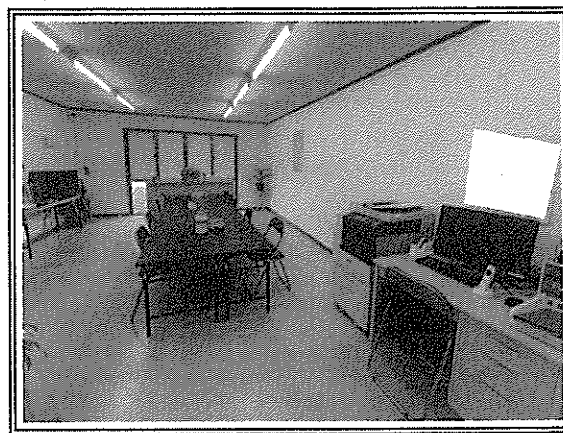
1. 事務所の状況

住所	沖縄県宮古島市平良字西里747-5 たいら店舗 (1-S)
----	-------------------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明：

当該事務所は、政務活動専用としており、全額充当割合とする。

(関係経費)

家賃 (月額)	42,000 円
その他	円
	円

(充当額)

家賃 (月額)	42,000 円
その他	円
	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

下地 康教 (印)

重要事項説明書(建物賃貸借用)

西暦2023年5月24日

下地 康教

様

下記の不動産について、宅地建物取引業法第35条・同法第35条の2の規定に基づき、次のとおり説明します。
この内容は重要ですから十分ご理解されるようお願い致します。

宅地建物取引業者①

商号又は名称 住宅情報センター株式会社

代表者の氏名 佐和田 功

主たる事務所 沖縄県宮古島市平良字西里1107-7

(取扱店)

(取扱店TEL)

免許証番号 沖縄県知事 (8) 第 2726 号

免許年月日 西暦2023(令和5)年 3月 4日

免許有効期限 西暦2028(令和10)年 3月 3日

説明をする宅地建物取引士

氏名

登録番号 知事登録 第 号

業務に従事する事務所 沖縄県宮古島市平良字西里1107-7

TEL 0980-73-5933

取引の態様 媒介・代理・貸主

宅地建物取引業者②

商号又は名称

代表者の氏名

主たる事務所

取扱店

取扱店TEL

免許証番号 国土交通大臣・知事() 第 号

免許年月日 年 月 日

免許有効期限 年 月 日

説明をする宅地建物取引士

氏名

登録番号 知事登録 第 号

業務に従事する事務所

TEL

取引の態様 媒介・代理・貸主

目的物件

名称 たいら店舗

所在地 沖縄県宮古島市平良字西里747-5

部屋番号 階 1-S 号室

構造 RC(鉄筋コンクリート造)

間取 2 階建

店舗

面積 50.93 m²

建築年月 1975年7月

総世帯数 3

貸主氏名または名称

貸主住所

1.登記簿に記載された事項

●所有権に関する事項(甲区欄)

氏名または名称

住所

●所有権にかかると権利に関する事項(甲区欄)

無

●所有権以外の権利に関する事項(乙区欄)

なし

●登記名義人と貸主が 2人同一・口異なる 一理由:口賃貸借・口相続。口()

※既に(借)持当権が設定されている場合で、当該(借)持当権に基づく不動産売買がなされたときは、買受人は賃貸借契約及び敷金を引継ぎません。

また、競売による所有権移転後は買受人に賃料相当額を支払ったうえで6ヶ月以内に本物件から退去しなくてはならない場合もありますので、

予めご告知ください。

2.法令に基づく制限の概要

法令名

制限の概要 無

3.建物建築の工事完了時の形状・構造等(未完成物件の時)

本物件は未完成物件に 口該当します。(別紙図面を参照下さい。)

口該当しません。

4.支払金又は預かり金の保全措置の概要

口請じません 口請じます(保全措置を行う機関)

5.当該建物が土砂災害警戒区域内にあるかどうか

当該建物は土砂災害警戒区域外にあります。

6.水害ハザードマップの有無

無(洪水・雨水出水・高潮)

※ 図面名称 () 水害ハザードマップにおける建物の所在地()

※ 宮古島市防災危機管理課に照会したところ、現在水防法に基づく水害ハザードマップは発行されていないとの事でした。但し、宮古島市防災

マップは発行されているとの事です。

7.2.賃料及びそれ以外に課せられる金銭

●賃料 月額 42,000 円

●共益費 月額 円

●(水道料) 円

●(保証料金) 円

★ 支払い時期・方法 毎月 27 日まで

13.管理の委託先

★家賃等の管理

住宅情報センター株式会社(管理部)

宮古島市平良字西里1107-7

電話 0120-25-4500

14.飲用水・電気・ガス等の供給施設の整備状況

1) 直ちに利用可能な施設

●飲用水 : 公営 専用 メーター 指致 m³

●電気 : 公営・()

●ガス : プロパンガス

●排水 : 浄化槽

2) 未完成物件の場合、施設の整備予定

●飲用水 : 西暦 年 月 日

●電気 : 西暦 年 月 日

●ガス : 西暦 年 月 日

●排水 : 西暦 年 月 日

7.当該建物が宅地造成等修正法に規定する造成宅地防災区域内にあるかどうか
当該建物は造成宅地防災区域 外にあります。8.当該建物が津波災害警戒区域内にあるかどうか
当該建物は津波災害警戒区域 外 にあります。

9.アスベスト(石綿)使用調査結果の記録の有無

無

10.耐震診断の記録の有無

無

11.建物状況調査の実施の有無(既存住宅で1年以内に実施している場合)

無

【照会先】 口所有者 口管理業者 口管理組合 (区分所有建物の場合)

【備考】

●敷金 42,000 円 (前契約より引継)

●礼金 円

●(口振手数料) 円

●() 円

●() 円

●() 円

●() 円

●() 円

●() 円

●() 円

●() 円

●() 円

●() 円

●() 円

●() 円

●() 円

●() 円

●() 円

●() 円

●() 円

●() 円

●() 円

●() 円

●() 円

●() 円

●() 円

事務所費

16. 契約の種類・期間・更新及び再契約に関する事項

- 種類 定期借家
- 契約期間 2023 年 6 月 4 日 から起算して 2025 年 6 月 3 日 までの 2 年間
- 更新の可否 ☐ 普通借家は更新することができます（貸主の更新拒絶に正当事由があるときは更新できません。）
☒ 定期借家は更新のない借家契約です（合意により再契約することはできます。）
- 再契約 貸主、借主共に再契約を希望する場合、借主は契約期間満了日までに契約を締結するものとし、契約の無き場合は、期間の満了までに物件を明け渡さなければならない。なお、借主は再契約の際、手数料として、金10,000円（税別）を負担するものとする。

17. 借家その他利用の制限に関する事項

- 用途の制限 ☐ 住居専用 入居人員 名
☐ 店舗専用 ☐ 事務所専用 ☐ 飲食店不可 ☐ ()
- 利用の制限 ● ペットの飼育または持ち込みは、その種類を問わず禁止します。（ただし、
● ピアノやその他重量物の搬入または備え付け、ならびに楽器等の演奏は、禁止します。
● 電気・水道・ガスは使用日前日までに、各会社に開始の連絡を入れて下さい。
● 排水施設が公共下水の場合、別途下水道使用料が発生します。
● 排水施設が浄化槽の場合、公共下水に切替った場合は、別途下水道使用料が発生します。
● 物件の構造をよく理解して頂き、隣や近所から騒音等の苦情が出ないようにご注意ください。
● 電話回線を引く場合、未入居の部屋や以前の入居者が電話回線を引いていない場合は、工事費用は借主（お客様）の負担となります。
● 設備・雨漏れの修理は、連絡後直ちに復旧できない場合もありますのでご了承ください。
● 新築またはリフォームを行なった物件において、建材・塗装・接着剤などの原因により体調を崩す場合もありますので、予めご承知おき下さい。このような場合には、換気や通風を十分行って下さい。
● 新築時及び寒暖の厳しい季節は、冷暖房等の使用で室内外の温度差が大きくなり、結露が発生しクロス等の剥がれやカビが発生することがあります。十分な換気と冷暖房器具の設定温度を適度にする等発生の防止にご協力をお願いします。また、梅雨時や結露の発生しやすい冬場には曇りや雨入れ、家具の裏側等にカビが発生することがあります。カビの予防のためには、換気を十分に行い、風通しを良くする対策を講じて下さい。
● 入居後に近隣の環境が変化する場合があります（建築による日当たり不良・店舗の撤退等）。
● その他の事項については、別紙、賃貸借契約書の各条項を厳守して下さい。
- 供給源連絡先

電気	沖縄電力(株)	0120-586-390
水道	宮古島市水道局	0980-72-4262
ガス		
インターネット		

その他特約事項等 ● 借主（お客様）は、本物件を反社会的勢力の活動の拠点（暴力団事務所）の用に供してはならないものとします。

18. 契約の解除および損害賠償額の予定または違約金に関する事項

- ① 本契約成立後、借主（お客様）から契約を解除する場合は、1ヶ月 以上前までに、ホームページ（過去連絡）にて通知して下さい。
- ② 借主（お客様）からの解約の申入れ日から明け渡しまでの期間が、1ヶ月未満の場合には、賃料等の1ヶ月分相当額を空室料（違約金）として、貸主に支払うことになります。
- ③ 賃料等を（3）ヶ月以上滞納した場合は、契約を解除されることがあります。
- ④ 賃料等のお支払いが支払期日に遅れた場合、遅延損害金（年14.6%）が加算されます。
- ⑤ 借主（お客様）が、故意または過失により本物件に損害を与えた場合には、借主（お客様）が賠償責任を負うことになります。
- ⑥ ☐ 本契約期間未滿に退去する場合は家賃 ヶ月分を期間満了損害金として貸主に支払うものとする。
- ⑦ ☐ 本契約は（ ） 年 月 日 ～ 年 月 日 の家賃を（ ）ヶ月間据置きます。
契約期間満了の場合は据置き家賃は免除とします。契約期間未滿の解約は退去時に据置き家賃をお支払い下さい。

19. 敷金・月謝・家賃等の精算に関する事項

- 過去月の家賃に関して、借主は通常通り全額支払うこととする。退去後、日割り家賃等を計算し返金するものとする。
- 過去時の敷金、日割り家賃等の預かり金については、部屋の明け渡し後、2ヶ月以内を目処に借主の口座に振り込み返金するものとする。振込手数料は乙（借主）の負担とする。

20. 定期借家契約の場合

- 建物賃貸借契約の種類 ☐ 居住用 ☒ 事業用（中途解約について） ☐ 中途解約権の内容については、契約書の通りです。
- 契約の方式 公正証書に：☒ しません。 ☐ します→公正証書の費用負担（☐ 貸主・☐ 借主・☐ 折半）
- 契約の内容 ☐ 本件建物について借地借家法（以下「法」という。）第38条に定める契約の更新のない定期建物賃貸借契約を締結するものであるため、西暦 2025 年 6 月 3 日に本契約は、法第26条及び第28条の規定による更新なくして終了します。
☐ 本契約は、期間1年以上であるので、貸主から期間満了の1年から6ヶ月前までに定期建物賃貸借終了通知がない場合には、借主は貸主から周知があった日から6ヶ月を経過した日まで本件建物を契約期間中と同一条件で賃借することができず、（中途解約について）☐ 中途解約権の内容については、契約書の通りです。
☐ 本契約は、床面積200㎡未満の居住用目的であるため、借主において、転勤・療養・親族の介護その他やむを得ない事情により、建物の借主が建物を自己の生活本拠として使用することが困難となった時は解約の申入れをすることができず、この場合、建物賃貸借は解約の申入れの日から1ヶ月を経過することによって終了します。

21. 特約事項

●

22. 所在地に関する説明

宅地建物取引業者 ①	
1) 宅地建物取引業保証協会の社員でない場合	
営業保証金を供託した供託所及びその所在地	
2) 宅地建物取引業保証協会の社員の場合	
名称	社団法人 全国宅地建物取引業保証協会
所在地	東京都千代田区岩本町2丁目6番3号
所属地方本部	名称 ※「社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 地方本部一貫」参照 所在地
営業保証金を供託した供託所及びその所在地	東京法務局 東京都千代田区九段南1丁目1番15号

宅地建物取引業者 ②	
1) 宅地建物取引業保証協会の社員でない場合	
営業保証金を供託した供託所及びその所在地	
2) 宅地建物取引業保証協会の社員の場合	
名称	
所在地	
所属地方本部	名称 所在地
営業保証金を供託した供託所及びその所在地	

以上の重要事項について、宅地建物取引士から「取引士証」を提示のうえ説明を受け、重要事項説明書を受領しました。

なお、契約成立時には仲介手数料として 円（税込）を媒介を行った宅地建物取引業者に対して支払うことを承諾しました。

西暦 2023 年 5 月 24 日

ご署名

代理人

下地康教

[定期] 建物賃貸借契約書 (店舗・事務所・代理)

貸資人（以下、「甲」といいます。）および賃借人（以下、「乙」といいます。）は、〔押印欄〕記載の宅地建物取引業者を甲の媒介人または代理人として、下記〔標記A〕に記載する貸資物の目的物件（以下、「本物件」といいます。）について、裏面に記載する建物賃貸借契約約款の内容を十分に理解し、賃貸借契約を締結します。その証として本契約書2通を作成し、甲および乙は、それぞれ署名または記名・押印のうえ、各1通を保有します。

【補記】

A 本物件の表示

1. 藥物

名称	たいら店舗	郵便番号	1-S	間取り	店舗	賃貸価面積	50.93 m ²
所在	沖縄県宮古島市平良字西里747-5	構造	RC(鉄筋コンクリート造)			用途	店舗

2. 敷地内駐車場・駐輪場

駐車場番号	車種/ナンバー	/	駐車場番号	車種/ナンバー
バイク置場番号	車種/ナンバー	/	自転車置場番号	車種/防犯登録番号

3. 設備の有無・整備状況

設備名	有無	設備状況	備考	設備名	有無	設備状況	備考
① 飲料水	有	公営		① ガス乾燥機	無		
② 電気	有	沖縄電力		② エレベータ	無		
③ ガス	有	プロパンガス		③ 雨戸	無		
④ 排水	有	浄化槽		④ 電話	設置可		(管内で電話線が引込まれていない場合は、入居後自分で工事となり要す)
⑤ 台所	有			⑤ 共用設備	無		
⑥ 給湯	有			⑥ エアコン	無		
⑦ トイレ	有			⑦ 照明	有	フロア	
⑧ 浴室	有			⑧ 駐車場	無		○シャッター 有
⑨ 洗面台	有			⑨ 専用庭	無		●ポストダイヤル 無
⑩ 警備設備	有			⑩ 駐輪所	無		●雨戸 無

B 買賣借貸的條件

1. 契約期間

契約期間	2023年 6月 4日 から起算して 2025 年 6月 3日	まで	2	年間
------	---------------------------------	----	---	----

※ 本契約は、定期借家契約であり、期間の満了により終了し更新がありません。

なお、貴借人（乙）が、契約期間満了後においても引き続き貴貸借を希望する場合、期間の満了日の翌日を始期とする貴貸借契約（再契約）の締結は、あくまでも貴貸人（甲）と貴借人（乙）との新たな合意に基づくものであるため、別途協議させていただきます。協議が整わない場合は再契約は締結されませんので、契約期間満了日までに、本物件を 明渡して頂けま
すようお願いいたします。

2. 資料等および契約一時金

＜月額費用＞		＜契約一時金＞	
項目	金額	項目	金額
賃料	¥42,000	敷金（前契約より引継）	¥42,000
共益費	¥0	礼金	¥0
駐車場料金		損害保険料	
保証料金		保証料金	
口振手数料		仲介手数料	
水道料			
月額合計	¥	一時金合計	¥

※課税項目の場合は、税込となります。

3. 契約更新等に関する事項

更新料	ナシ	敷地内駐車場更新料	ナシ
-----	----	-----------	----

4. 契約期間内解約・契約満了予告に関する事項

①賃借人による 解約の予告期限	解約の 1ヶ月	前までに申し入れること	②予告期間に満たない 申入れによる解約の場合	賃料の 1ヶ月	分相当額
--------------------	------------	-------------	---------------------------	------------	------

5. 支払いに関する事項

*振込みの際は、必ずご契約者名でお振込み願います。

支払方法		☒ 口座振替 ☐ 振込み		支払期日		(当・翌) 月分を毎月 27 日 まで	
振込先口座		金融機関名	支店名	預金種別	口座番号	賃料等受取人名義	
		沖縄銀行				住宅情報センター株式会社	

C. 鐵に関する事項

メーカー名	電話番号	本数	各鍵の保管は弊社では行っておりません。引渡しをする鍵を前入居者から返却して頂いた鍵になります。弊社ではトラブル防止のためのシリンドー交換を入居者様ご自身に行っておりまして、入居後の各鍵による盗難等に關しましては弊社では責任を負いかねますので早めのシリンドー交換をおすすめ致します。参考までに以下に宮古島の鍵取扱い店（電話帳掲載のみ）を記載致します。●合同全社鍵屋090-8700-2779 ●カーショップ海 0980-76-2964 ●メイクマン宮古店0980-73-7100（スペアキーのみ）●堀川金物店 0980-72-2434 ●平和金物店 0980-72-2432
1			
2			

D: 入居者に関する事項

※借借人本人の場合は、貸借人押印欄に記載

[illegible]

事務所費

F 特約条項

1. 甲（賃貸人）及び乙（賃借人）は、賃貸住宅の原状回復に関する費用負担の一般原則が次のとおりであることを確認します。
①賃借人の故意または過失、蓄意な破損、その他通常の使用方法を超えるような使用による損耗等については、賃借人が負担すべき費用になること。
②建物・付帯設備等の自然的な劣化・損耗等（自然損耗・経年変化）及び賃借人の通常の使用により生じる損耗等（通常損耗）については、裏面約款第11条2項に掲げる修繕を除き、賃貸人が負担すべき費用になること。
2. 本契約において、敷金及び礼金なしで契約を結んでいる場合で本契約期間未満に退去する場合は、家賃の1ヶ月分を退納金として支払うものとする。
3. 乙（賃借人）は甲（賃貸人）に対する賃料等の立替払いを第三者に委託する場合、乙（賃借人）も当該第三者に対する立替金償還義務の支払いの遅延は、乙（賃借人）の甲（賃貸人）に対する賃料等の支払い債務の遅延とみなされ、甲（賃貸人）はこれに基づいて、乙（賃借人）との賃貸借契約を解除する事ができることに同意します。
4. 賃貸借契約の終了に伴う乙（賃借人）の賃貸物件の明渡しに関して、甲（賃貸人）が法的手段（訴訟手続、保全手続、強制執行手続等）を取った場合に生じる一切の費用（印紙代、郵送代等のいづゆる訴訟の訴訟費用のみならず、弁護士費用、執行補助金費用、機動搬送撤去費用等を含む）は、全て乙（賃借人）が負担する事に同意します。

F 管理に関する事項

1. 管理委託先

事務所 〒906-0012 沖縄県宮古島市平良字西里1107-7	TEL 0980-73-4500 FAX 0980-73-5899
商号 住宅情報センター株式会社	登録番号 国土交通大臣（2）第1325号

2. 管理事務の主な内容

管理事務の内容	その他以下の事務
・（補記）B-5に記載されている方法にて受領します。 ・支払われた家賃等は財産の分別管理記載の通り、自己の財産と、本物件の所有者に支払うべき賃料等につき分別して管理を行います。	・建物共用部等の定期的清掃 ・各設備管理業務 ・入居中の修繕対応 ・入居中の相談対応
再契約に係る事務	財産の分別管理
賃貸借契約の終了	管理会社は、自己の財産と、本物件の所有者に支払うべき賃料等につき分別して管理を行います。

G 保証について

☐ 連帯保証人	☒ 家賃債務保証会社
連帯保証人 極度額:	家賃債務保証会社 ライフあんしん保証

【押印欄】 ※全ての項目を記載してください。

賃借人（甲）	
住所	
氏名	

所在地建物取引業者（甲）	
住所（至たる事務所） 〒906-0012 沖縄県宮古島市平良字西里1107-7	
商号または名称 住宅情報センター株式会社	
代表者の氏名 佐和田 功 TEL 0980-73-4500	
免許証番号 沖縄県知事（8）第2726号	
取扱店	TEL
取引士氏名	登録番号（沖縄）
業務に従事する事務所 住宅情報センター株式会社	

所在地建物取引業者（乙）	
住所（至たる事務所）	
商号または名称	
代表者の氏名	TEL
免許証番号	
取扱店	TEL
取引士氏名	登録番号
業務に従事する事務所	

賃借人（乙）の家賃債務保証	
住所	
氏名	
連絡先	

賃借人（乙）	
住所 〒906-0007 宮古島市	
氏名 下地 康教	
連絡先	

連帯保証人（丙）①	
住所 〒	
氏名	押印
連絡先	
極度額	

連帯保証人（丙）②	
住所 〒	
氏名	押印
連絡先	
極度額	

[定期] 建物賃貸借契約約款 (店舗・事務所・代理)

第1条 (契約期間)

1. 本契約の契約期間は、「[標記] B-1」に記載する通りとします。
2. 本契約は、期間の満了により終了し更新がないものとします。但し、乙が期間満了後においても賃借する意向を甲に対して示した場合、甲と乙とは、本契約の期間満了日の翌日を始期とする新たな建物賃貸借契約（以下、「再賃貸」という）の締結について、甲が提示した条件に従い、協議することができるものとします。
3. 本条第1項に定める期間が1年以上である場合には、甲は本条第2項に規定する契約期間満了の1ヶ月前から6ヶ月前までの間（以下、「通知期間」という）に、乙に対し、期間の満了により本契約が終了する旨を、書面をもって通知するものとします。
4. 甲が前項の通知を怠り、通知期間の経過後に乙に対し通知をした場合においては、その通知の日から6ヶ月を経過した日に本契約は終了するものとします。

第2条 (使用目的)

本物件の使用については、「[標記] A-1」記載の用途で、「[標記] D」に記載された入居者（以下、「入居者」といいます。）のみ入居できます。

第3条 (賃料および共益費等の支払い)

1. 乙は、「[標記] B-2」の賃料、共益費、敷地内駐車場賃料、その他料金（以下、「賃料等」といいます。）を、「[標記] B-5」記載の甲が指定する支払方法（別途締結する保証委託契約・支払委託契約等により支払方法が定められている場合には、その方法）により、「[標記] B-5」記載の支払期日までに支払います。
2. 1ヶ月未満の賃料等の支払いについては、当該月の日割計算により算出します。
3. 賃料等の支払時に要する口座振替および振込の手数料は、乙の負担とします。
4. 甲及び管理人は基本的に領収書を発行しないものとする。ただし乙の都合により必要になった場合、領収書を2回までは無料で発行するものとする。ただし、年3回目からの領収書の発行は、事務手数料300円を支払うことにより領収書を発行するものとする。
5. 管理事務所の窓口にて家賃、水道料金等を支払う場合500円を事務手数料として管理者に支払うものとする。

第4条 (保証契約・支払委託契約等)

保証契約を行っている借主は、本賃貸借契約締結中は乙の負担にて家賃保証契約を継続するものとする。

第5条 (賃料等の改定)

1. 甲または乙は、本契約期間内においても、協議の上、賃料等の改定をすることができます。
2. 甲または乙は、公租公課、諸物価の変動等により、「[標記] B-2」の賃料等が不当になった場合、前項の規定にかかわらず、相手方に対して賃料等の増減または減額を請求できます。

第6条 (一部滅失等による賃料の減額等)

1. 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとし、この場合において、甲および乙は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとします。
2. 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借をした目的を達することができないときは、乙は、その使用を解除することができます。但し、それが乙の責めに帰する事由の場合、乙の責任において甲に与えた損害を賠償するものとします。

第7条 (遅延損害金)

乙は、本契約から生じる金銭債務（賃料、更新料等）の支払いを遅延した場合、甲に対し、年1.4、6%の割合による遅延損害金を支払うものとし、また、別途締結する保証委託契約・支払委託契約等に遅延損害金の定めがある場合は、その定めによるものとします。

第8条 (敷金)

1. 乙は、本契約から生じる一切の債務の担保として、本契約の締結時までに「[標記] B-2」の敷金を甲に交付します。但し、敷金には利息をつけないものとします。
2. 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合、乙は甲より充当の通知を受けたときから7日以内に敷金の不足額を甲に交付しなければならないものとし、また、乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務との相殺または充当の請求をすることができないものとします。
3. 甲は、本契約の明渡し確認後、乙が差し入れた敷金から未払い賃料その他本契約に基づき乙が負担すべき一切の債務を差し引き、その残額を乙に返還します。但し明渡し時の乙の修繕義務に伴う費用負担に関する協議が完了していないなど、乙が負担すべき債務の額が確定していない場合には、確定後に返還します。なお、返還に要する費用（振込手数料等）は、乙が負担します。
4. 乙は、差し入れた敷金の返還請求権を第三者に譲渡し、あるいは担保に供することはできないものとします。

第9条 (乙の善管注意義務)

1. 乙は、善良なる管理者の注意（以下、「善管注意」といいます。）をもって本物件および付帯設備を保全し、使用します。
2. 乙は、本物件について定められた細則等がある場合、これを守ります。
3. 乙（入居者への来訪者等の関係者を含む）が故意・過失または善管注意義務に違反して、甲または第三者に損害をきたしたときは、乙の責任において甲または当該第三者にその損害を賠償するものとします。

第10条 (損害保険等の加入義務)

1. 乙は、本契約期間中、火災、漏水等の事故に備え、自己の負担にて借家人賠償責任保険および個人賠償責任保険に加入します。
2. 乙は、本契約を更新する場合、前項に定める保険等についても、本賃貸借契約継続中は乙の負担にて保険等を継続するものとする。

第11条 (修繕義務と費用負担義務)

1. 甲は、第2項に定められたものを除き、乙が本物件の使用および収益をするために必要な修繕・修繕を行うものとします。但し、乙の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用方法を超えるような使用による損耗等、乙の責めにより必要となった修繕・修繕については、乙の費用負担とします。また、台風対策を要した場合の網戸損傷の修理等は乙が負担とします。
2. 乙は、前項の規定にかかわらず、入居期間中における自然損耗・経年劣化または通常損耗等であっても、次の各号に定める修繕については、甲の承諾を得ることなく、自らの費用負担において修繕を行うものとし、甲は、以下の各号に定める修繕については、修繕義務を免れます。
 - (1) 入居期間中の壁の剥離、床、障子等の張り替え
 - (2) 電球、蛍光灯、電池等の消耗品の交換
 - (3) バス・トイレ・流し台等の詰まりの清掃、排水栓（パッキン）の交換
 - (4) バランダーの仕切り板、隔て板・ガラス等の破損による修繕、取替え
 - (5) その他、付帯設備等の軽微な修繕
3. 甲は、第1項の定めにより修繕を行う場合、予め乙に通知するものとし、

乙は正当な理由がない限り、甲が行う修繕について同意し協力する義務を負い、これを拒否することはできません。この場合、乙が当該修繕の実施を拒否したことにより、乙に損害が生じたとしても、甲はその責めを負わないものとします。

4. 乙は、本物件が修繕を要するときは、速やかに甲に通知するとともに、甲の指示に従わなければならない。この通知を怠り、または遅延したことによって、建物または付帯設備等に損害を及ぼしたときは、乙はその損害の全部を賠償しなければならない。
5. 乙が前項の通知を行った後、相当期間を経過しても甲が修繕を行わない場合、乙は、修繕箇所、修繕の必要性および修繕見積金額を書面により甲に通知し、甲から承諾を得たときは、自ら必要な修繕を行うことができます。但し、急迫な事情があるときは、甲の承諾を要しないものとします。
6. 本物件にかかる電気、ガス、水道の使用料、汚物処理費用、町会費等の費用については、乙の負担とします。

第12条 (付帯設備)

1. 本物件の付帯設備は、「[標記] A-3」に記載のとおりとします。
2. 甲は、乙に対して、前項の付帯設備を現状有姿で引き渡すものとし、乙は、経年劣化または使用に伴う性能低下、キズ・汚れ等があることを予め承諾します。

第13条 (退去または通知事項)

1. 乙は、本物件の引き渡し後14日以内に、入居時における本物件内の建物又は設備に存する汚損・破損等を甲、又は代理人の指定する方法にて報告するものとします。
2. 退去時において本物件内に存する汚損・破損等のうち、前項の報告に含まれていなかったものについては、乙の入居中に発生したものと推定されるものとし、また、乙が入居時に前項の報告を行わなかったときは、退去時において本物件内に存する汚損・破損等、いずれも乙の入居中に発生したものと推定されるものとし、
3. 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を甲または代理人に通知します。
 - (1) 乙が本物件を1ヶ月以上の長期に亘り不在にするとき
 - (2) 乙または連帯保証人（以下、「丙」といいます。）の住所、氏名、電話番号、メールアドレス、勤務先その他に変更が生じたとき
 - (3) 乙または丙について、死亡、後見開始・保佐開始の審判または破産・民事再生・会社更生・特別清算等の事由が生じたとき
 - (4) 本物件の建物または設備を、汚損・破損もしくは滅失させたとき、または破損等のおそれが生じ修繕・修繕を要するとき

第14条 (立入り等)

1. 乙は、本物件の造作等について次の各号に該当する場合、予め甲の書面による承諾を得ます。
 - (1) 本物件に造作等を設置するとき
 - (2) 電気、ガス、給排水等の設備の許容量に影響を及ぼす施設、機械器具等を新設付加または変更するとき
2. 乙は、前項の規定に従い造作等を設置した場合、当該造作等の買取請求を甲に対して行うことができないものとします。

第15条 (立ち入り)

1. 甲または甲が指定した者は、本物件の保守、保全、防火、防犯等の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。また、この場合、乙は正当な理由がある場合を除き、立ち入りを拒否することができないものとします。
2. 甲または甲が指定した者は、火災、地震、漏水、ガス漏れ、数値等の緊急事態の発生またはその可能性があるときは、乙の承諾を得ることなく、本物件に立ち入ることができる。この場合、甲は、立ち入り後その旨を速やかに乙に報告しなければならないものとし、

第16条 (禁止事項)

1. 乙は、本物件および付帯設備の全部または一部の使用について、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとする。
 - (1) 甲の承諾なしに、入居者以外の第三者に使用（同居）もしくは占有させたり、居住または宿泊させる行為（民泊）や、入居者を変更したりすること
 - (2) 甲の承諾なしに賃借権の譲渡、賃貸または使用貸借等を行うこと
 - (3) 本物件および付帯設備に基づく一切の権利について、担保の用に供すること
 - (4) 付帯設備を本物件以外の場所に持ち出すこと
 - (5) 本物件の増築、改築、移転、看板その他の工作物の取付、改造、工作を伴う模様替え等により現状の変更をすること
 - (6) 甲の承諾なしに、犬、猫等の動物（觀賞用の小鳥、鳥等であって明らかに近隣に迷惑をかけるおそれのない動物を除く）を持ち込み、または飼育すること
 - (7) 違法もしくは公序良俗に反する勧誘・販売活動もしくは振り込み詐欺等の特殊詐欺を行い、またはその拠点とすること
 - (8) 銃類、刀剣類または爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造または保管すること
 - (9) 覚醒剤、麻薬、危険ドラッグ（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物）等、興奮剤、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすおそれがある物品を製造、販売、使用、所持すること
 - (10) 本物件の全部または一部を、自ら暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係企業・団体、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、これらの者を総称して「反社会的勢力」といいます。）の事務所その他の活動の拠点として使用し、もしくは第三者をして反社会的勢力の活動拠点として使用させること
1. 本物件内および共用部分に、反社会的勢力であることを感知させる名称、看板等を掲示すること
2. 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反覆継続して、反社会的勢力を立ち入らせること
3. 本物件および本物件の近隣において、粗野、粗悪等の行為をなして、近隣者および他の入居者、管理者に不快感、不快感や迷惑を与えること
4. 排水管を汚染させるおそれのある液体を流すこと
5. 別途定められた細則等がある場合、これに違反すること

第17条 (契約期間中の解約)

1. 乙は、転勤、療養、親族の介護その他のやむを得ない事情により、本物件を自己の生活の本拠として使用することが困難となったときは、甲に対して本契約の解約の申入れをすることができる。この場合においては、本契約は解約の申入れの日から1ヶ月を経過することによって終了する。
2. 乙は、本契約を解約する場合、または契約期間満了日をもって本契約を終了させようとする場合、「[標記] B-3-①」に記載する予告期限までに、甲に対し書面・電子メール等にて申し入れます。この場合、甲に入力により予告した解約日をもって、本契約は終了します。
3. 前項の規定にかかわらず、乙が予告した解約日または契約期間満了日の経過前に本物件を任意で明け渡したときは、本契約はその日をもって終了します。この場合、乙は契約終了日の翌日から、申入れをした解約日または契約期間満了日までの賃料相当額を、空室損料として甲に支払います。

第18条(契約の解除)

1. 甲は、乙が賃料等の支払を怠ったときは、相当の期間をもって催告し、その期間内に乙が履行しないときは、本契約を解除することができます。
2. 乙が、次の各号のいずれかに該当し、かつ甲乙間の信頼関係が損なわれたと認められるときは、甲は何らの催告によらず、直ちに本契約を解除することができます。
 - (1) 入居申込書および本契約への虚偽記載その他不正な方法により入居したことが判明したとき
 - (2) 賃料等の支払いを3ヶ月以上滞りしとき、又は保証契約・支払保証契約等を解除されたとき
 - (3) 乙が銀行取引停止または手形・小切手の不渡処分を受けたとき
 - (4) 乙について、破産・民事再生・会社更生・特別清算またはこれらに類する法的手続等の申し立てがあったとき
 - (5) 騒音、悪臭の発生その他の公衆衛生、風紀を乱す等の近隣の迷惑となる行為、または環境および共同生活の秩序・平和等を阻害する行為を反復したとき
 - (6) 本契約書の各条項の定めに応じ、または別途定められた罰則等がある場合、これに反したとき
 - (7) 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
3. 第1項及び前項第2号については、丙その他の第三者から甲に対して賃料等の支払いがあったとしても、乙はこれを理由に解除の有効性を争うことができません。甲は同条項の定めに従い、本契約を解除することができます。
4. 甲または乙の一方について、次の各号のいずれかに該当した場合には、その相手方は何らの催告も要せず、直ちに本契約を解除することができます。
 - (1) 本契約第27条の締結に反する事実が判明したとき
 - (2) 本契約締結後、自らまたは役員(業務執行社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者)が反社会的勢力が社会的勢力に該当したとき
 - (3) 本物件またはその周辺において、暴行、脅迫、脅迫、恐喝、器物損壊、監禁の介入を生じさせる等の犯罪行為を行ったとき、もしくはその他警察当局の介入を生じさせる行為を行ったとき
5. 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの催告も要せず、直ちに本契約を解除することができます。
 - (1) 第16条第7号から第13号までに掲げる行為を行ったとき
 - (2) 自らまたは第三者を利用して、次のいずれかの行為を行ったとき
 - ① 甲に対する暴力的な脅迫による要求行為
 - ② 甲に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 甲に対し脅迫的な脅迫をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 虚偽を流布し、偽計又は威力を用いて甲の信用を毀損し、または甲の事業を妨害する行為
 - ⑤ その他①から④に準ずる行為

第19条(契約の消滅)

1. 天災、地変、その他甲の責めに帰すことのできない事由により、本物件の通常の使用が不能となり、本契約の目的が達成できない場合、また、都市計画等により本物件が収用、または使用制限され、本契約を維持することができなくなった場合、本契約は当然に終了します。また、それによって乙に生じた損害については、甲はその責めを負わないものとします。

第20条(明渡し、原状回復義務等)

1. 乙は、解約・解除・期間満了等により本契約が終了した場合、直ちに本物件を明け渡します。
2. 乙は、本物件の明渡しに際し、次の各号に定める事項を行います。
 - (1) 乙および(標記D)の入居者一貫に記録した者すべての過去
 - (2) 乙が本物件内に搬入したすべての家財もしくは物品等の収去または搬出
 - (3) 本物件内または共用部分の清掃およびゴミ・汚物等の処理
 - (4) 乙が使用した公共料金等の諸費用の精算
 - (5) (標記C)の鍵に関する事項に記載された鍵の返還
 - (6) その他明渡しに必要な全ての措置
3. 乙は、乙の故意または過失、善管注意義務違反により、本物件もしくは付帯設備に損害を与えた場合、甲に対し、その損害を賠償するものとします。なお、善管注意義務違反による損害には、通常の使用方法を超える使用による汚損・破損・損壊(「タバコやヤニによるクロス汚染、臭い」、「引っ越し作業等で生じた傷」、「経路を放置したことによるカビ」等)を含むものとします。
4. 乙は、本物件の明渡しに際して、原則として、自然損耗・経年変化・通常の使用方法に伴う損耗について、原状回復義務を負担しないものとします。但し、本契約に別途特約の定めがある場合には、その定めによるものとします。
5. 乙が、本物件を明け渡した後、本物件に設置した物品がある場合に、乙がその所有権を放棄したものと看做し、任意にその物品を処分することができます。この場合、乙は一切の異議を申し立てず、処分した費用を負担します。
6. 乙は、乙の都合により解約等をする場合、甲に対して、明渡し移転料、立退料、損害賠償料その他各名の如何にかかわらず、本契約に基づく以外の請求は一切行いません。
7. 乙が本契約期間中に甲の承諾を得て、乙の負担にて本物件の改装・改良等を行い、明渡し時にその価値が顕著な場合であっても、乙は支出した費用または価値の増加額の支払いを甲に請求することはできません。
8. 本契約の終了後においても、乙が直ちに本物件を明け渡さなかったときは、乙は本契約終了日の翌日から明渡し完了日に至るまでの賃料の滞り滞りに相当する損害金、およびこれにより甲が被った一切の損害を賠償するものとします。

第21条(連帯保証人)

1. 丙は、乙が本契約に基づき負担する一切の債務について乙と連帯してその履行の責めを負います。なお、丙は、本契約が法定更新、合意更新(自動更新を含む)に関わらず更新された後も、引き続き連帯保証人としてその責めを負うものとします。ただし、丙が個人の場合、その負担は(標記G)に記載の限度額を限度とします。
2. 丙は、乙が本契約第13条の届出または通知が出来ない場合、乙に代わって届出または通知を行います。
3. 丙は、本契約が終了し、本物件の完全なる明渡しと本契約に基づく一切の債務が完済されるまでその責めを負えることができます。
4. 丙が死亡したとき、破産手続開始の決定を受けたとき、その他甲の認める連帯保証人としての資格を失ったとき、甲は乙に対し新たな連帯保証人の追加もしくは変更を求めることができます。この場合、乙は直ちに甲の承諾する連帯保証人を選任し、甲との間で連帯保証契約を締結させるものとします。ただし、追加もしくは変更できない場合は管理費から要請のあった日から1ヶ月以内に本物件を明け渡さなければなりません。
5. 乙は、本契約期間中、甲乙の合意により本契約の内容に変更が生じた場合、丙に対して通知を行います。
6. 乙が行方不明等により連絡がとれない場合は、連帯保証人にすべてを一任したものとみなし、甲は連帯保証人と共にすべての処置を行います。
7. 丙が甲に対し、身分証明書を持参して、賃料その他本契約に基づいて乙が負担する債務についての不履行の有無およびその額に関する情報を求めたときは、甲は、甲の指定する方法により、当該情報を提供するものとします。乙はこれに異議を述べないものとします。
8. 乙は、甲の承諾を得て、連帯保証人にかえて、家賃債務保証業者と保証委託契約を締結することができます。

第22条(賃借人から連帯保証人への委任)

1. 乙は、次の各号のいずれかに該当することを停止条件として、本契約を甲の出に委ねて合意解約する権限及び、本物件の明渡しに関する一切の権限を委任します。
 - (1) 乙が賃料の支払を2ヶ月以上滞りし、または度々遅延を繰り返す、甲が相期間を定めた催告をしたにもかかわらず応じないとき
 - (2) 乙が甲への届出をせずして所在不明となり、2ヶ月以上経過したとき
 - (3) 乙が死亡または破産その他の事由により本契約の履行が困難になったとき
2. 乙は、本契約が存続する限り、前項の委任を解約することができません。

第23条(敷地内駐車場等)

1. 乙は、敷地内駐車場(バイク置場および自転車置場を含む。以下同じ)を借用する場合、(標記B-2)の賃料を支払い、甲の指定する位置に、甲の承諾を得た車両のみを駐車します。
2. 乙は、契約期間中に車両の変更を行う場合、事前に甲に対して通知し、書面により承諾を得なければなりません。
3. 甲は、天災地変・火災・爆発・飛来・盗難・第三者による損害等、甲の責めに帰すべき事由により乙の車両に損害が生じても、一切その責めを負いません。
4. 乙は、故意または過失により本物件の施設もしくは他に駐車中の車両に損害を与えた場合、直ちにその損害を甲もしくはその所有者に賠償します。
5. 乙は、「保管場所使用承諾証明書」を必要とする場合、甲に発行を依頼するものとします。甲は、これに応じるものとします。但し、発行に伴う(標記B-2)記載の事務手数料等および郵送費用等は、乙が負担するものとします。
6. 甲または乙は、敷地内駐車場のみを解約する場合、第17条と同様の手続を行います。
7. 甲および乙は、別途駐車場契約または規約等がある場合、その定めによるものとします。

第24条(消費税等)

(標記B-2)に記載する費用のほか、本契約により生じる消費税等については法令改正等により消費税等の税率が変更された場合、税率の変更に合わせて自動的に変動するものとします。

第25条(法人等団体契約)

1. 乙が法人等団体の場合、入居者は役員、従業員およびその家族に限定し、(標記D)に記載するものとします。
2. 乙は、入居者に変更が生じた場合、甲の書面による承諾を得るものとします。
3. 乙は、その代表者又は責任者物件の使用責任者に変更があった時は速やかにその旨を甲に書面で通知しなければならない。又乙が営業取扱目を変更するときも速やかにその旨を甲に届出して、その承諾を得るものとします。
4. 乙は、入居者に対し、本契約における物件の使用等に関する乙の義務を、乙責任と負担により遵守させるものとし、入居者による本契約の違反があった場合、乙の契約違反とみなされることに同意します。

第26条(反社会的勢力の排除に関する表明保証)

1. 甲および乙は、それぞれの相手方に対し、次の各号につき、表明し保証するものとします。
 - (1) 自らが反社会的勢力ではないこと、および本契約締結以降に反社会的勢力に属しないこと
 - (2) 自らの役員が反社会的勢力ではないこと
 - (3) 反社会的勢力に自らの名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと
 - (4) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ① 相手方に対する脅迫的な脅迫または暴力を用いる行為
 - ② 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

第27条(守秘義務及び個人情報保護)

1. 甲および乙は、本契約により知り得た相手方の秘密事項は正当な理由なく漏らし、または盗用してはならないものとします。
2. 甲および乙は、個人情報の保護に関する法令およびその他の規範を遵守し、個人情報の適正な保護と取扱いを行うものとします。
3. 甲および乙は、前項に定めるところにより、事前に本人の同意を得ることなく利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱い、または個人データを第三者に提供してはならないものとします。但し、次に掲げる場合はこの限りではありません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公益の増進に必要と認められる場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める業務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第28条(管轄裁判所)

本契約に関する訴訟の提起等、裁判上の手続をしようとするときは、本物件所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

第29条(再契約)

1. 本契約第1条第2項における再契約の協議が成立した場合に限り、甲と乙とは、再契約を締結することができるものとします。
2. 前項に基づき再契約する場合、以下各号の通りとします。
 - (1) 期間満了時においては、第19条の規定は適用しないものとし、乙は本契約の原状回復の義務を再契約に引き継ぐものとします。
 - (2) 本契約第7条に基づき預託した敷金については、再契約による敷金に充当するものとし、再契約において甲乙間で合意した敷金額との間に差額が生じた場合、これを精算するものとします。
3. 甲乙ともに再契約を希望する場合は、乙は契約期間満了日までに契約を締結するものとし、契約の無き場合は、期間の満了の日までに物件を明け渡さなければならない。尚、乙は再契約の際、手数料10,000円(税別)を負担するものとする。

第30条(紛争事項)

乙または、本建物内の居住者、及びその関係者間の紛争、損害等については当事者間で解決するものとし、甲は関与しないものとします。

第31条(規定外事項)

本契約に定めのない事項については、民法その他の関係法規ならびに慣行に準ずるものとし、甲と乙とは各々の協議を重んじ協議をもって協議を要します。

以上

入居に関する細則

この細則は、賃貸借契約書第9条第2項に基づき、賃借人(以下、「乙」といいます。))が善管注意をもって特に遵守しなければならない入居に関する基本的ルールを定めたものです。

第1条(近隣への迷惑行為の禁止)

乙は、本物件の使用に関して、以下の各号を遵守しなければなりません。

- (1) テレビ、ステレオの音量は、周囲に迷惑がかからない程度に抑える。
- (2) ドアの開閉を静かに行う。
- (3) ピアノ、大型の金庫等の重量物の搬入、備え付けまたは楽器等の演奏は行わない。
- (4) 階上に居住する者は、物やゴミ屑等を下へ落とさないよう注意する。
- (5) ペットの持ち込みが可能な場合でも、放し飼いにし、廊下等の共有部分に出したり、鳴き声や臭いで他の賃借人および近隣住民に迷惑をかけない。
- (6) 共用部(ベランダ等)で携帯電話を使用する際は、周囲に迷惑をかけない。
- (7) その他、他の賃借人および近隣住民の平穏を乱す行為をしたり、近隣が不快に思う生き物を室内に搬入しない。

第2条(専有部分使用についての注意事項)

乙は、専有部分の使用に関して、以下の各号を遵守しなければなりません。

- (1) 通風等を行い、室内に結露やカビが発生しないよう注意する。
- (2) 水回りの管理に注意し、階下への水漏れがないようにする。
- (3) 水洗トイレおよび流し台等は、配水管に物をつまらせないように注意する。
- (4) 電気およびガス等の取扱いについては、事故が発生しないように注意する。
- (5) 危険物等は持ち込まない。
- (6) その他、本物件に危害を与える行為をしない。

第3条(共用部分使用についての注意事項)

乙は、共用部分の使用に関して、以下の各号を遵守しなければなりません。

- (1) ベランダ、廊下等での水の使用は、階下に水漏れが生じないように注意する。
- (2) ベランダ、廊下等は時々清掃し、落ち葉、ゴミ等で排水口を詰まらせないように注意する。
- (3) 引火性の高いもの(灯油等)はベランダ等におかない。
- (4) 隣に続いているベランダ等の場合は、火災発生時の避難のため、隣との仕切り版の付近に物を集積しない。
- (5) エレベーター内で物を散らかしたり、落書きやつばを吐いたりしない。
- (6) 共用部分で喫煙をしない。
- (7) 建物および敷地内にチラシ等を掲示しない。
- (8) 共用部分を不法占拠したり、私物を置いたりしない。
- (9) 階段、消火栓、消火器、避難器具の付近には、物を置かない。
- (10) その他、他の賃借人による共用部分の使用を妨げる行為をしない。

第4条(ゴミ処理)

乙は、ゴミ処理に関して、以下の各号を遵守しなければなりません。

- (1) ゴミ集積所は、常に清潔に使用する。
- (2) ゴミは指定のゴミ袋に入れ、必ずルールに従い所定のゴミ集積所に搬出する。
- (3) 転入時・転出時等に大量の廃棄物がある場合、自己の責任において他に迷惑をかけないように処分する。
- (4) その他、ゴミ処理に関して、他の賃借人および近隣住民に迷惑をかける行為をしない。
もしこれに反した場合、同建物の全世帯から衛生費(2000円)を毎月徴収いたします。
- (5) 店舗・事務所の契約の場合、宮古島市の一般廃棄物(収集・運搬業許可業者一覧)の業者との契約が必要です。
もしこれに反した場合、契約解除の対象となります。

第5条(敷地内駐車場・駐輪場の使用)

乙は、敷地内駐車場・駐輪場に関して、以下の各号を遵守しなければなりません。

- (1) 契約した敷地内駐車場・駐輪場の場合、指定場所以外に駐車・駐輪しない。
- (2) 自動車・バイクの路上駐車や自転車の路上駐輪をしない(来訪者についても、同様とする)。
- (3) 自動車・バイクの空ふかし、警笛等他人に迷惑を及ぼす騒音を発しない。
- (4) 火気の取扱いをしない。
- (5) 引火性物質その他危険物を持ち込まない。
- (6) 空き缶・タバコの吸殻等のゴミを廃棄しない。
- (7) 敷地内駐車場・駐輪場を損壊・毀損したとき、または事故を起こしたときは直ちに甲へ届出を行う。
- (8) 修理道具、ガソリン缶等の私物を放置しない。
- (9) その他、敷地内駐車場・駐輪場の使用に関して、他の賃借人および近隣住民の迷惑になる行為をしない。
- (10) 駐車場内においての無断駐車等のトラブルに対しては原則として乙にて対処するものとする。
- (11) 駐車場内において、自然災害(大雨、洪水、台風、津波など)・火災・爆発・飛来・盗難・第三者による損害等で車両に損害が生じても貸主、管理会社は一切その責めを負いません。所有者自身で車両保険に加入するなどし、損害に備えて下さい。

第6条(賃貸人代理人または管理業者からの注意)

乙は、本契約および細則について、賃貸人代理人または管理業者から注意があった場合、その指示するところに従い、すみやかに是正しなければなりません。

台風、その他の注意事項

- ベランダの排水目皿の清掃をしてください。つまると水が溜まり、通気口より侵入し、階下に水漏れをする恐れがあります。
(1階でなくとも床上浸水する場合があります)原状回復ガイドラインによれば、この事例は入居者の費用負担となります。
- ベランダの飛来しそうな物(植木鉢・物干し竿等)は室内に入れてください。網戸も飛ぶ恐れがあるので、室内に入れてください。
(この飛来によるガラス割れ、予見のできる風による網戸消失等は原状回復ガイドラインにより入居者負担となりますのでご注意ください。)
- ベランダ設置の洗濯機は動かないように水を一杯に張ってください。
- 室内への浸水を防ぐには窓下に新聞紙を詰めると効果的です。アルミサッシは、風速20m以上になると雨の吹込みを生じる恐れがあります。
(宮古島の台風は風台風のため、どんなアルミサッシでも浸水します。)この場合の畳・床水漏れは、善管注意義務違反に当たりますのでご注意ください。
- 万が一の断水に備え、水の備蓄をお勧め致します。(屋上にタンクがある場合、停電になると水がでません。当社検針請求しているアパート・マンションは概ね該当致します。)
- 停電になると1、2日は開通しない場合があります。ライト・電池・ローソク等を用意すると便利です。
- トイレ・洗面台・お風呂の排水目皿には髪の毛を流さないでください。つまりの原因になります。
- ユニットバス・ユニットトイレの場合も、排水トラップに定期的に水を入れてください。
排水トラップに水が無くなると、臭いがあがる原因となります。※洗濯パンの排水トラップも同様となりますのでご注意ください。

賃貸人との管理受託業務内容について

- 入居者募集
- 現地案内・入居申し込みの受付
- 契約金の受領、送金
- 定期建物賃貸借契約の締結
- 契約書の保管業務、入居審査
- 家賃・共益費等の集金業務
- 家賃等の送金、精算書の作成と送付
- 水道検針業務(連合校物件のみ)
- トラブルに対する24時間電話受け付け(営業終了後は、コールセンターにつながります。)
※夜間、緊急時(台風など)の修繕は当日中に行いません。
- 入居者退去後の検査業務
- 退去精算業務
- 宣伝企画業務・看板設置
- 共用灯の照明器具の点検及び交換

以下については賃貸住宅管理業務外なので、対応は賃借人様をお願いします。

- 共用部(廊下、階段)や駐車場敷地内の清掃、草刈り(賃貸人と別途清掃契約している場合は除く)
- 駐車場内でのトラブル(違法駐車や当て逃げ、盗難、いたずら等)
- 駐車場でのバイク・自転車のトラブル(盗難・いたずら等)
- 停電・断水による室内のトラブル
- インターネット接続不良に関するトラブル ※サービス提供会社に直接お問合せください。
平日の夜や日曜日等の使用者が多い時間帯の接続速度が遅くなる傾向があります。
- 郵便物の盗難
- 外から侵入する虫や動物への対応
- トラブルの加害者特定
- 入居中の室内管理(賃借人に善管注意義務があるため)
- 近隣の騒音トラブル・ゴミ出しマナー、入居者同士のトラブル
- 民事事件・刑事事件に発展する恐れのある事(のぞき・盗難・傷害等)

入居者は共用部について、清潔、安全に使用できるように努めなければいけません。

上記内容について、説明を受けました。

西暦 2023 年 5 月 24 日

氏名

下地 康教

契約No:

担当者:

定期建物賃貸借契約書に関する説明書

下地 康教 様

下記不動産について、借地借家法第38条第3項の規定に基づき、次のとおり説明します。この内容は重要ですから十分ご理解されるようお願い致します。

賃貸人	住 所	
	氏 名	

(説明) 代理人	住 所	沖縄県宮古島市平良字西里1107-7	
	会 社 名	住宅情報センター株式会社	
	代表者名	佐和田 功	

目的物件	建物名称	たいら店舗	部屋番号	1-S
	所在地	沖縄県宮古島市平良字西里747-5		

契約期間	2023年 6月 4日 から起算して	2025年 6月 3日 まで	2 年
通知期間	期間満了の1年前	から	期間満了の6か月前
	2024年 6月 3日		2024年 12月 3日
			までの間

上記に記載する賃貸借の目的物件（以下、「本物件」という）につき、定期建物賃貸借契約（以下、「本契約」という）を締結するにあたり、借地借家法第38条第3項に基づき、次の通りご説明します。

1. 契約期間は、上記「契約期間」に記載する通りとします。
2. 本契約は、定期借家契約であり、更新がなく、期間の満了により契約は終了いたします。
3. 契約期間が1年以上の場合、賃貸人（または代理人）は、上記「通知期間」内に、賃借人である貴殿に対し、期間の満了によりこの賃貸借契約が終了する旨を、書面をもって通知いたします。但し、通知期間経過後に、通知を行った場合については、その通知の日から6か月を経過した日に本契約は終了いたします。
4. 貴殿が契約期間満了後においても引続き賃借する意向を示された場合については、期間の満了日の翌日を始期とする賃貸借契約（再契約）の締結は、あくまでも賃貸人と賃借人である貴殿との新たな合意に基づくものであるため、別途協議させていただきます。協議が整わない場合は、再契約は締結されませんので、契約期間の満了時までには、本物件を明渡し頂けますようお願いいたします。

上記の借地借家法第38条第3項に基づく内容につき、賃貸人または代理人より説明を受けました。

西暦 2023 年 5 月 24 日

賃借人	氏名	下地 康教	印
-----	----	-------	---

個人情報の取り扱いについて

〒906-0012 沖縄県宮古島市平良字西里 1107-7
住宅情報センター株式会社 代表取締役 佐和田 功

当社は、個人情報保護の徹底を図るため、個人情報の取得と取扱いに関して以下の通り制定し、これを遵守致します。

1. 個人情報に対する当社の基本的姿勢

当社は、個人情報保護に関する法令と社会秩序を尊重・遵守し、役員はじめ全ての従業員が取り扱う個人情報の重要性を認識するとともに適正な取扱いと保護に努めます。

2. 当社が取得する個人情報の利用目的

- (1) 不動産の賃貸・売買・交換及びそれらの媒介・代理・紹介、入居申込結果等の連絡、信用情報機関への信用照会、物件管理等に関する契約・修繕・原状回復その他取り決め事項の履行に必要な範囲における、利用・管理及び情報・サービスの提供
- (2) コンサルティング、調査等に関する契約その他取り決め事項の履行に必要な範囲における、利用・管理及び情報・サービスの提供
- (3) サービス利用状況分析による適切なサービスの広告・宣伝、その他当社 (<https://www.ijo-hlc.com/>) より発送されるダイレクトメール、電子メールアドレス又はWebサイト等を利用した情報サービスの提供
- (4) 提供するサービス・付帯商品等について、架電・電子メール・SNS・郵送その他の方法による説明・一次対応・申込方法などのご案内
- (5) 他社との提携により提供するサービス・付帯商品等について、架電・電子メール・SNS・郵送その他の方法による説明・一次対応申込方法などのご案内
- (6) 顧客数集計やサービス利用状況の分析による、各種リスクの把握・管理、提供する商品やサービスの質を高めるための動向調査、市場調査、商品開発等のデータ及び広告反響等の各種調査
- (7) 前各号に定める利用目的の達成に必要な範囲における個人情報の第三者提供

3. お客様の個人情報の第三者への提供

当社は、以下のいずれかに該当する場合を除き、個人情報を当社グループ会社以外の第三者へ開示又は提供しません。

- (1) お客様からのお問い合わせ・相談等を、お客様の同意を得て提供する場合
- (2) 他社との提携により提供するサービス・キャンペーンにおいて、お客様の同意を得て当該他社に提供する場合
- (3) 法令により開示・提供が許容されている場合
- (4) 裁判所、検察庁、警察又はこれらに準じた権限を有する機関から開示を求められた場合
- (5) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、お客様の同意を得ることが困難である場合
- (6) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、お客様の承諾を得ることが困難である場合
- (7) 国又は地方公共団体等が公的な事務を実施するうえで、協力する必要がある場合であって、お客様の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合
- (8) その他、お客様ご本人の同意がある場合

4. 個人データの共同利用

当社は、下記に記載したとおり個人データを共同利用します。

- (1) 共同して利用する個人データの項目：お客様の氏名、生年月日、住所、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス等
- (2) 共同して利用する者の範囲：当社グループ会社、当社が代理店業務を行っている保険会社、各種サービス提供のために当社が委託又は提携している次の会社（あんしん保証株式会社、株式会社エポスカード、株式会社レキオス）
- (3) 共同して利用する者の利用目的：上記2.に記載の目的
- (4) 共同利用に関する個人データの管理責任を有する者：住宅情報センター株式会社

5. お客様の個人情報の保護対策

- (1) 個人情報の取扱いに関する個人情報管理責任者を設置し、法や規程に違反している事実を把握した場合の責任者への報告体制を整備します。
- (2) 個人情報の取扱いに関する留意事項について、規程に記載するとともに、定期的な研修会を実施することで従業員へ周知徹底します。また、取引先等に対しても適切に個人情報を取り扱うように要請します。
- (3) 個人情報の漏洩、紛失、改ざん等を防止するため、個人情報を取り扱う区域において従業員の入退室管理を行うなどの必要な対策を講じて、適切な管理を行います。
- (4) 当社が保有する個人データを取り扱う情報システムについては、外部接続やデータベースのアクセス権限を制限するほか、不正ソフトウェアから保護するシステムを導入します。

6. お客様の個人情報処理の外部委託

当社が保有する個人情報の処理について外部委託をするときは、適正な取り扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います

7. お客様からの開示請求、苦情・訂正・利用停止、第三者提供記録の開示等の申し立て（開示請求等）

- (1) 個人情報の取扱責任者： [redacted]
- (2) 苦情・相談窓口： 管理部（E-mail: [redacted]）
電話：0980-73-4500 FAX：0980-74-2311
※お客様からの開示請求等上記へお願いします。なお、開示方法にご希望がない場合又はご希望された方法による開示が困難である場合は、書面にて回答いたします。

8. 個人情報の削除・消去

お客様との取引終了後（成約に至らなかった場合は入手後）において保管義務等の一定期間経過後、お客様の事前・事後の承諾を得ることなくお客様の個人情報を安全かつ完全に削除・消去いたします。

保険証を身分証としてご提示またはご送付される場合、弊社は記号・番号・保険者番号の告知は求めていますので、マスキングをお願いいたします。マスキングがない場合は任意でのご提供として、弊社においてマスキングを施す等の措置を取らせていただきます。

個人情報の取得と取扱いについて承諾し、本書面の交付を受けました。

西暦 2023年 5月 24日

ご氏名

下地 康教

特約事項

甲＝貸貸人 乙＝賃借人

第1条 (賃料等の支払)

乙の賃料等について附ライフの行う家賃カード決済契約を利用する場合は、附ライフを通じて甲に支払うものとし、その内容については別途乙と附ライフ間で締結する家賃カード決済契約に定める方法によるものとする。

第2条 (更新保証料の支払)

乙と賃貸あんしん保証㈱との保証委託契約の更新保証料が発生した場合は、賃貸借契約の更新に基づき、家賃カード制度により引落しを行うものとする。但し、引落しの手数料は不要とする。

第3条 (家賃カード停止後の賃料等の支払)

前期家賃カードが停止になった場合、以後乙は賃貸あんしん保証㈱との間の賃貸保証委託契約書第3条2項の保証料、滞納賃料(附ライフへの滞納支払金)、通常賃料等を各約定に基づき下記口座に支払わなければならない。

記

三菱東京UFJ銀行

口座名義 賃貸あんしん保証㈱

第4条 (賃貸借契約の解除事由)

甲は、下記事由のいずれかが発生することによっても本件賃貸借契約を解除することができる。

- 1 乙が附ライフに対する支払債務を滞納し、家賃カードが停止になった場合。
- 2 乙が賃貸あんしん保証㈱に対する支払債務を3ヶ月分以上滞納した場合。

第5条 (賃貸借契約の当然終了)

乙が家賃カードを停止になった後、無断不在を1ヶ月以上継続した場合は、本件賃貸借契約は当然に終了する。

第6条 (賃貸借契約終了時の精算手続)

敷金、保証金等賃貸借契約終了時に甲より乙に返還すべき金員がある場合において、乙の賃貸あんしん保証㈱に対する未払債務が存するときは、甲またはその物件を管理する管理会社が当該金員を上記未払債務の弁済に充ててことを乙は予め同意する。

第7条 (残置物の処分)

賃貸借契約が解約・解除・当然終了等その他理由の如何を問わず終了したときは、その物件に残置された残置物、放置車両等の所有権を放棄したものとし、甲またはその物件を管理する管理会社または賃貸あんしん保証㈱においていかなる処分をしても乙は何ら異議申し立てをしない。

第8条 (合意管轄裁判所)

甲と乙は、本特約事項について紛争が生じた場合、賃貸あんしん保証株式会社の本店、各支店、営業所を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意する。

第9条

本特約条項に矛盾する本契約書の各条項は、本特約条項により変更されたものとする。
以上の特約事項を通読し理解した上、署名、押印いたします。

賃借人

下地 康教

事務所費



駐車場賃貸借契約書

貸主 XXXXXXXXXX ・ 借主 下地 康教 様

営業種目

賃貸 賃貸マンション・アパート・事務所・店舗
売買 土地・中古住宅・建築条件付分譲・建売住宅



(有) トータル企画

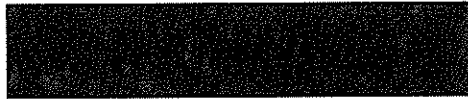
代表取締役 平 良 盛 雄

〒906-0007 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根909-6
電 話 0980-73-2186

駐車場賃貸借契約書

賃貸人

住 所
氏 名



賃借人

住 所
氏 名

沖縄県宮古島市
下地 康教



上記の通り駐車場の賃貸借契約を締結致します。

第一条

(目的及び駐車場の表示) 賃借人は次の場所の駐車場を賃貸し、賃借人は次の自動車の駐車に使用するためこれを賃借します。

(1) 駐車場の名称

所在地 宮古島市平良字西里747-9

専用面積 1台につき約13平方メートルとする。

(2) 自動車台数 3台使用

登録番号

第二条

(料 金) 賃借料は、壹ヶ月 3,000 円とし、6ヶ月分を一括払いとする。

第三条

(期 間) 賃貸借期間は 令和 6 年 6 月 1 日 から

令和 7 年 5 月 31 日 までの1年間とする。

ただし、当事者間で予め更新の合意が成立したときには契約を更新します。

第四条

(利用方法) 賃借人は駐車に関し賃貸人の定める管理規則に従うものとし、他人に迷惑をかけないように駐車場を利用しなければなりません。

第五条

(賠償義務) 賃借人またはその関係者が駐車場の建造物または施設及び他人の自動車に損害を与えたときには、賃借人は速やかに損害賠償をするものとします。

第六条

(解除約款) 賃借人が次ぎの場合の各に該当したときには賃貸人は催告をしないで直ちに本契約を解除する事ができます。

1. 賃借料の支払いを怠ったとき。
2. 賃借人が駐車場を転貸したとき。
3. 賃借人が賃貸人の定める管理規則に違背したとき。
4. その他この契約の条項の各に違反したとき。

第七条

(損害負担) 賃貸人は賃借人の駐車場利用に関し賃借人の受けた損害について責任を負わないものとします。

第八条

(解約) 各当事者は各々月以前に予告すれば本契約を解約できるものとします。
ただし、賃借人は右予告に代え賃借料一台につき各々月分相当額の金額を支払って即時に解約できるものとします。

第九条

(返還義務) 賃借人は本契約終了後直ちに自動車を移動して駐車場を明渡さなければならず、賃借人が本契約終了後明渡をなさないときは、賃借人は本契約終了後の翌日より明渡完了まで賃借料相当額の損害金を支払わなければなりません。
なお、賃借人が本契約終了後自動車を残置するときは、賃貸人は賃借人の費用でこれを適宜処分することができるものとします。

第十条

(保証金) 本契約締結の際、賃貸人は保証金として金0円也を賃借人から申し受けるものとします。
この保証金は、本契約終了後明渡を完了した場合に返還することとし、延滞賃借料その他賃借人の債務があるときはこれを差し引いてその残額を返還するものとし、利息はつけないものとします。

第十一条

(合意管轄) この契約に関する紛争については、賃貸人の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意しました。

第十二条

(特約事項) 本契約に関しての保証金は無しとします。

事務所費

上記の通り契約が成立しましたので、本契約書式通を作成し、各自署名押印の
うえ、各巻通を所持します。

令和 4 年 5 月 30 日

質 貸 人

住 所
氏 名



質 借 人

住 所

沖縄県宮古島市



氏 名

下地 康敬



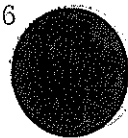
質貸人代理人

住 所

宮古島市平良字東仲宗根 9 0 9 - 6

氏 名

有限会社 トータル企画



代表取締役 平 良 盛 雄

添付資料

●政務事務所 来客用駐車場（12番）外觀



統一様式－①

経費区分別支出一覧表

経費区分

事務費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
8/23	事務所固定電話料金(8月分)	7,932	全額	7,932
10/22	事務所固定電話料金(10月分)	7,959	全額	7,959
12/21	事務所固定電話料金(12月分)	7,932	全額	7,932
2/20	事務所固定電話料金(2月分)	7,950	全額	7,950
8/5	インターネット利用料及び手数料(1/2)(7月分)	5,880	その他	3,655
9/3	インターネット利用料及び手数料(1/2)(8月分)	5,880	その他	3,655
10/15	インターネット利用料及び手数料(1/2)(9月分)	5,880	その他	3,655
11/6	インターネット利用料及び手数料(1/2)(10月分)	5,880	その他	3,655
12/9	インターネット利用料及び手数料(1/2)(11月分)	6,410	その他	3,975
1/9	インターネット利用料及び手数料(1/2)(12月分)	6,410	その他	3,975
2/5	インターネット利用料及び手数料(1/2)(1月分)	6,410	その他	3,975
3/7	インターネット利用料及び手数料(1/2)(2月分)	6,410	その他	3,975
4/4	インターネット利用料及び手数料(1/2)(3月分)	6,410	その他	3,975
8/13	複写機使用料及び賃貸料(7月分、振込手数料含む)	13,358	全額	13,358
9/5	複写機使用料及び賃貸料(8月分、振込手数料含む)	13,186	全額	13,186
10/15	複写機使用料及び賃貸料(9月分、振込手数料含む)	12,324	全額	12,324
11/6	複写機使用料及び賃貸料(10月分、振込手数料含む)	11,935	全額	11,935
12/9	複写機使用料及び賃貸料(11月分)	11,880	全額	11,880
1/9	複写機使用料及び賃貸料(12月分)	12,513	全額	12,513
2/6	複写機使用料及び賃貸料(1月分)	11,880	全額	11,880
3/7	複写機使用料及び賃貸料(2月分)	11,880	全額	11,880
3/31	複写機使用料及び賃貸料(3月分)	12,271	全額	12,271
8/26	携帯電話(7月分)	13,534	1/2	6,767
9/25	携帯電話(8月分)	13,507	1/2	6,753
10/25	携帯電話(9月分)	13,501	1/2	6,750
11/25	携帯電話(10月分)	13,514	1/2	6,757
12/25	携帯電話(11月分)	13,494	1/2	6,747
1/27	携帯電話(12月分)	16,762	1/2	8,381
2/25	携帯電話(1月分)	16,890	1/2	8,445
3/25	携帯電話(2月分)	16,692	1/2	8,346

統一様式―①

経 費 区 分 別 支 出 一 覧 表

経費区分

事務費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
11/3	事務用品代(コピー用紙A3)	960	全額	960
2/16	事務用品代(ファイルA4,プリットのり代)	2,541	全額	2,541
2/20	事務用品代(コピー用紙A4、B4)	2,996	全額	2,996
事務費 充当合計				242,938

事務費

固定電話料金

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

充当金額：7,932 円

(7月・8月分)

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
下地 康教 様

お客様番号

2024年 8月ご請求分

金額(円)

¥7,932-

受取人

NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)

0800-3335550

領 収 日 附 印

07428
24.8.23
86573550-21
収入印紙貼付欄

(金融機関・CVS用)→お客様

充当金額：7,959 円

(9月・10月分)

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
下地 康教 様

お客様番号

2024年 10月ご請求分

金額(円)

¥7,959-

受取人

NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)

0800-3335550

領 収 日 附 印

07428
24.10.22
86573550-21
収入印紙貼付欄

(金融機関・CVS用)→お客様

充当金額：7,932 円

(11月・12月分)

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
下地 康教 様

お客様番号

2024年 12月ご請求分

金額(円)

¥7,932-

受取人

NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)

0800-3335550

領 収 日 附 印

07428
24.12.21
86573550-21
収入印紙貼付欄

(金融機関・CVS用)→お客様

充当金額：7,950 円

(1月・2月分)

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
下地 康教 様

お客様番号

2025年 2月ご請求分

金額(円)

¥7,950-

受取人

NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)

0800-3335550

領 収 日 附 印

07453
25.2.20
86573550-21
収入印紙貼付欄

(金融機関・CVS用)→お客様

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

- インターネット利用料 (テレビ視聴料含まず) (1/2)
 (請求額5,880円=インターネット利用料3,630円+テレビ視聴料2,200円+コンビニ支払手数料50円)

充当金額 3,655円
(7月分)

充当金額 3,655円
(8月分)

充当金額 3,655円
(9月分)

払込受領書

お客様番号	XXXXXXXXXX
ご依頼人	下地 康教 様
受取人	宮古テレビ株式会社 (収納代行 CNS)
金額	¥5,880 (うち消費税等 ¥534)
備考	2024年7月請求分
受領印 07424 取入印紙 24.8.05 宮古文教通りファミリーマート 受領日附印	

(ご依頼人控)

払込受領書

お客様番号	XXXXXXXXXX
ご依頼人	下地 康教 様
受取人	宮古テレビ株式会社 (収納代行 CNS)
金額	¥5,880 (うち消費税等 ¥534)
備考	2024年8月請求分
受領印 07453 取入印紙 24.9.03 宮古文教通りファミリーマート 受領日附印	

(ご依頼人控)

払込受領書

お客様番号	XXXXXXXXXX
ご依頼人	下地 康教 様
受取人	宮古テレビ株式会社 (収納代行 CNS)
金額	¥5,880 (うち消費税等 ¥534)
備考	2024年9月請求分
受領印 07428 取入印紙 24.10.05 宮古文教通りファミリーマート 受領日附印	

(ご依頼人控)

充当金額 3,655円
(10月分)

払込受領書

お客様番号	XXXXXXXXXX
ご依頼人	下地 康教 様
受取人	宮古テレビ株式会社 (収納代行 CNS)
金額	¥5,880 (うち消費税等 ¥534)
備考	2024年10月請求分
受領印 07453 取入印紙 24.11.06 宮古文教通りファミリーマート 受領日附印	

(ご依頼人控)

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

- インターネット利用料 (テレビ視聴料含まず)
(請求額6,410円=インターネット利用料3,850円+テレビ視聴料2,310円+コンビニ支払手数料250円)
充当金額 3,975円 (11月分) 充当金額 3,975円 (12月分) 充当金額 3,975円 (R7.1月分)

払込受領書

お客様番号	コンビニエンスストアでは金額を訂正してのお支払いはできません。
ご依頼人	下地 康教 様
受取人	宮古テレビ株式会社 (収納代行 CNS)
金額	¥6,410 (うち消費税等 ¥582)
備考	2024年11月請求分
受領印	07435 24.12.09 宮古工業高校前 受領日附印

(ご依頼人控)

払込受領書

お客様番号	コンビニエンスストアでは金額を訂正してのお支払いはできません。
ご依頼人	下地 康教 様
受取人	宮古テレビ株式会社 (収納代行 CNS)
金額	¥6,410 (うち消費税等 ¥582)
備考	2024年12月請求分
受領印	07424 25.1.09 宮古工業高校前 受領日附印

(ご依頼人控)

払込受領書

お客様番号	コンビニエンスストアでは金額を訂正してのお支払いはできません。
ご依頼人	下地 康教 様
受取人	宮古テレビ株式会社 (収納代行 CNS)
金額	¥6,410 (うち消費税等 ¥582)
備考	2025年01月分
受領印	07453 25.2.05 宮古工業高校前 受領日附印

(ご依頼人控)

充当金額 3,975円 (R7.2月分)

充当金額 3,975円 (R7.3月分)

払込受領書

お客様番号	コンビニエンスストアでは金額を訂正してのお支払いはできません。
ご依頼人	下地 康教 様
受取人	宮古テレビ株式会社 (収納代行 CNS)
金額	¥6,410 (うち消費税等 ¥582)
備考	2025年02月分
受領印	07428 25.3.07 宮古工業高校前 受領日附印

(ご依頼人控)

払込受領書

お客様番号	コンビニエンスストアでは金額を訂正してのお支払いはできません。
ご依頼人	下地 康教 様
受取人	宮古テレビ株式会社 (収納代行 CNS)
金額	¥6,410 (うち消費税等 ¥582)
備考	2025年03月分
受領印	07453 25.04.04 宮古工業高校前 受領日附印

(ご依頼人控)

事務費

複写機

(使用料・賃貸料)

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

- 複写機 (使用料及び賃貸料) ※振込手数料含む

充当金額：13,358 円

(7月分)

充当金額：13,186 円

(8月分)

ご利用明細

いつもご利用いただき
ありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお返金の
うえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年 月 日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
060813	863330124	0187	
店舗番号	口座番号		
09			
お取引内容	ご利用手数料 (消費税込)	お取引金額	
お振込		¥13,358	
お取引時刻	お取引後残高		
12:27			
琉球銀行			
支店			
口座番号			
受取人 カ.ミヤツウキカク 様			
依頼人 シモジ ヤスノリ 様			
振込日 06-08-13			
振込金額 ¥13,303			
振込手数料 ¥55			
0813087			
印紙税中貸納 付につき那覇 税務署承認済			

琉球銀行

102-317 (23.01)

ご利用明細

いつもご利用いただき
ありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお返金の
うえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年 月 日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
060905	863330174	0187	
店舗番号	口座番号		
09			
お取引内容	ご利用手数料 (消費税込)	お取引金額	
お振込		¥13,186	
お取引時刻	お取引後残高		
14:00			
琉球銀行			
支店			
口座番号			
受取人 カ.ミヤツウキカク 様			
依頼人 シモジ ヤスノリ 様			
振込日 06-09-05			
振込金額 ¥13,131			
振込手数料 ¥55			
0905156			
印紙税中貸納 付につき那覇 税務署承認済			

琉球銀行

102-317 (23.01)

充当金額：12,324 円

(9月分)

充当金額：11,935 円

(10月分)

ご利用明細

いつもご利用いただき
ありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお返金の
うえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年 月 日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
061015	863330321	0187	
店舗番号	口座番号		
09			
お取引内容	ご利用手数料 (消費税込)	お取引金額	
お振込		¥12,324	
お取引時刻	お取引後残高		
14:30			
琉球銀行			
支店			
口座番号			
受取人 カ.ミヤツウキカク 様			
依頼人 シモジ ヤスノリ 様			
振込日 06-10-15			
振込金額 ¥12,269			
振込手数料 ¥55			
1015250			
印紙税中貸納 付につき那覇 税務署承認済			

琉球銀行

102-317 (23.01)

ご利用明細

いつもご利用いただき
ありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお返金の
うえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年 月 日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
061106	863330083	0187	
店舗番号	口座番号		
09			
お取引内容	ご利用手数料 (消費税込)	お取引金額	
お振込		¥11,935	
お取引時刻	お取引後残高		
12:03			
琉球銀行			
支店			
口座番号			
受取人 カ.ミヤツウキカク 様			
依頼人 シモジ ヤスノリ 様			
振込日 06-11-06			
振込金額 ¥11,880			
振込手数料 ¥55			
1106065			
印紙税中貸納 付につき那覇 税務署承認済			

琉球銀行

102-317 (23.01)

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

事務費

複写機

(使用料・賃貸料)

● 複写機 (使用料及び賃貸料)

充当金額：11,880 円

(11月分)

充当金額：12,513 円

(12月分)

ご利用明細 いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年 月 日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
061209	863330164	0187	
店舗番号	口座番号		
09			
お取引内容	ご利用手数料 (消費税込)	お取引金額	
お振込		¥11,880	
お取引時刻	お取引後残高		
14:43			
琉球銀行			
支店			
口座番号			
受取人 カ.ミヤツウキカク 様			
依頼人 シモジ ヤスノリ 様			
振込日 06-12-09			
振込金額 ¥11,880			
振込手数料 ¥0			
1209128 無料			
印紙税収納 付につき那覇 税務署承認済			

琉球銀行

102-317(23.01)

ご利用明細 いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年 月 日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
070109	863330276	0187	
店舗番号	口座番号		
09			
お取引内容	ご利用手数料 (消費税込)	お取引金額	
お振込		¥12,513	
お取引時刻	お取引後残高		
18:33			
琉球銀行			
支店			
口座番号			
受取人 カ.ミヤツウキカク 様			
依頼人 シモジ ヤスノリ 様			
振込日 07-01-09			
振込金額 ¥12,513			
振込手数料 ¥0			
0109185 無料			
印紙税収納 付につき那覇 税務署承認済			

琉球銀行

102-317(23.01)

充当金額：11,880 円

(R7.1月分)

充当金額：11,880 円

(R7.2月分)

ご利用明細 いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年 月 日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
070206	863330048	0187	
店舗番号	口座番号		
09			
お取引内容	ご利用手数料 (消費税込)	お取引金額	
お振込		¥11,880	
お取引時刻	お取引後残高		
10:43			
琉球銀行			
支店			
口座番号			
受取人 カ.ミヤツウキカク 様			
依頼人 シモジ ヤスノリ 様			
振込日 07-02-06			
振込金額 ¥11,880			
振込手数料 ¥0			
0206035 無料			
印紙税収納 付につき那覇 税務署承認済			

琉球銀行

102-317(23.01)

ご利用明細 いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年 月 日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
070307	863330052	0187	
店舗番号	口座番号		
09			
お取引内容	ご利用手数料 (消費税込)	お取引金額	
お振込		¥11,880	
お取引時刻	お取引後残高		
10:32			
琉球銀行			
支店			
口座番号			
受取人 カ.ミヤツウキカク 様			
依頼人 シモジ ヤスノリ 様			
振込日 07-03-07			
振込金額 ¥11,880			
振込手数料 ¥0			
0307039 無料			
印紙税収納 付につき那覇 税務署承認済			

琉球銀行

102-317(23.01)

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

事務費

複写機

(使用料・賃貸料)

● 複写機 (使用料及び賃貸料)

充当金額：12,271 円

(R7.3月分)

ご利用明細

いつもご利用いただき
ありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめの
うえ大切にお持ちください。なお、原簿もあわせてご覧ください。

年	月	日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
07	03	31	863330076	0187	
店舗番号		口座番号			
09					
お取引内容		ご利用手数料 (消費税別)	お取引金額		
お振込			¥12,271		
お取引時刻		お取引後残高			
11:12					
琉球銀行					
支店					
口座番号					
受取人 カ.ミヤツウキカク 様					
依頼人 シモン ヤスノリ 様					
振込日 07-03-31					
振込金額 ¥12,271					
振込手数料 ¥0					
0331102 無料					
印紙税 付につき那覇 税務署承認済					

琉球銀行

102-317(23.01)

事務費

充当割合：5/10 (政務活動以外が含まれるので按分)

携帯電話

- 携帯電話
充当金額：6,767 円 (7 月分)

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2024 年 8 月ご請求分 (7 月利用分)

下地 康教 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記KDDI料金を 8 月 26 日ご指定の口座から
振替させていただきました。

KDDI 株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目2番1号 KDDIビル

ご請求コード CUSTOMER CODE	6025477468
領 収 金 額 AMOUNT RECEIVED	13,534 円
うち消費税等 TAX	895 円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支 店 名 BRANCH	*****
口 座 番 号 ACCOUNT NUMBER	*****

7月分1/2按分 13,534 ÷ 2 = 6,767 円

充当割合：5/10 (政務活動以外が含まれるので按分)

- 携帯電話
充当金額：6,753 円 (8 月分)

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2024 年 9 月ご請求分 (8 月利用分)

下地 康教 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記KDDI料金を 9 月 25 日ご指定の口座から
振替させていただきました。

KDDI 株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目2番1号 KDDIビル

ご請求コード CUSTOMER CODE	6025477468
領 収 金 額 AMOUNT RECEIVED	13,507 円
うち消費税等 TAX	892 円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支 店 名 BRANCH	*****
口 座 番 号 ACCOUNT NUMBER	*****

8月分1/2按分 13,507 ÷ 2 = 6,753 円

事務費	
-----	--

充当割合：5/10 (政務活動以外が含まれるので按分)

攜帶電話

- 携帯電話
充当金額 : 6,750 円 (9月分)

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2024 年 10 月ご請求分 (9 月利用分)

下地 康教 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記KDDI料金を 10 月 25 日ご指定の口座から
振替させていただきました。

ご請求コード CUSTOMER CODE 6025477468

領 收 金 額	AMOUNT RECEIVED	13,501 円
---------	-----------------	----------

うち消費税等 TAX	892 円
------------	-------

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION *****

支店名 BRANCH *****

□ 座 番 号 ACCOUNT NUMBER *****

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目1番1号 KDDIビル

9月分1/2按分 $13,501 \div 2 = 6,750$ 円

充当割合：5/10 (政務活動以外が含まれるので按分)

- 携帯電話
充当金額 : 6,757 円 (10月分)

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2024 年 11 月ご請求分 (10 月利用分)

下地 康教 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記KDDI料金を 11 月 25 日ご指定の口座から
振替させていただきました。

ご請求コード CUSTOMER CODE 6025477468

領 收 金 額	AMOUNT RECEIVED	13,514 円
---------	-----------------	----------

うち消費税等 TAX	893 円
------------	-------

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION *****

支店名 BRANCH *****

口 座 番 号 ACCOUNT NUMBER *****

KDDI 株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目32-1 KDDビル

10月分1/2按分 $13,514 \div 2 = 6,757$ 円

事務費	
-----	--

充当割合：5/10 (政務活動以外が含まれるので按分)

攜帶電話

● 携帯電話

充当金額 : 6,747 円 (11月分)

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2024 年 12 月ご請求分 (11 月利用分)

下地 康教 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

右記KDDI料金を 12月 25日ご指定の口座から振替させていただきました。

ご請求コード CUSTOMER CODE 6025477468

領收金額	AMOUNT RECEIVED	13,494円
------	-----------------	---------

うち消費税等	1A%	891円
--------	-----	------

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION *****

支店名 BIRCH *****

□ 座 番 号 ACCOUNT NUMBER *****

KDDI 株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目8番2号 KDDIビル

11月分1/2按分 $13,494 \div 2 = 6,747$ 円

充当割合：5/10(政務活動以外が含まれるので按分)

● 携帶電話

充当金額 : 8,381 円 (12月分)

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2025 年 1 月ご請求分 (12 月利用分)

下地 康教 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

右記KDDI料金を 1 月 27 日ご指定の口座から振替させていただきました。

ご請求コード CUSTOMER CODE 6025477468

領 收 金 額	AMOUNT RECEIVED	16,762 円
---------	-----------------	----------

うち消費税等 TAX	914円
------------	------

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION *****

支店名 BRANCH *****

□ 座番号 ACCOUNT NUMBER *****

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目3番1号 KDDビル

12月分1/2按分 $16,762 \div 2 = 8,381$ 円

事務費

充当割合：5/10 (政務活動以外が含まれるので按分)

携帯電話

- 携帯電話
充当金額：8,445 円 (R7.1月分)

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2025 年 2 月ご請求分 (1 月利用分)

下地 康教 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記KDDI料金を 2 月 25 日ご指定の口座から
振替させていただきました。

ご請求コード	CUSTOMER CODE	6025477468
領収金額	AMOUNT RECEIVED	16,890 円
うち消費税等	TAX	925 円

KDDI 株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目2番1号 KDDIビル

金融機関名	FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名	BRANCH	*****
口座番号	ACCOUNT NUMBER	*****

R7.1月分1/2按分 $16,890 \div 2 = 8,445$ 円

充当割合：5/10 (政務活動以外が含まれるので按分)

- 携帯電話
充当金額：8,346 円 (R7.2月分)

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2025 年 3 月ご請求分 (2 月利用分)

下地 康教 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記KDDI料金を 3 月 25 日ご指定の口座から
振替させていただきました。

ご請求コード	CUSTOMER CODE	6025477468
領収金額	AMOUNT RECEIVED	16,692 円
うち消費税等	TAX	907 円

KDDI 株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目2番1号 KDDIビル

金融機関名	FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名	BRANCH	*****
口座番号	ACCOUNT NUMBER	*****

R7.2月分1/2按分 $16,692 \div 2 = 8,346$ 円

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

● 事務用品代【コピー用紙 (A3) 代】

№ 021788

領 収 証

印

紙

下地 康敬 様

金 額	百万	千円	円
		¥ 960	

税率 金額(税込) ¥ 110

10% 消費税額 ¥ 87

上記の金額正に領収致しました

税率 金額(税込) ¥

8% 消費税額 ¥

但し商品代として (内容はレシートの通り)

コピー用紙 A3

現金	☒
カード	☐
商品券	☐

2024 年 11 月 3 日

株式会社 **マイクマン** 宮古店沖縄県宮古島市平良字 **田原** 291 番地

電話 (0980) 73-7100 (代)

登録番号 T5360001008472

取扱者サイン

レシートNo. 3627

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

- 事務用品代【ファイル (A4)、プリントのり代】

領収証

宮古島市平良字西里1001-11

のづ文具 電話 74-31

下地 やすのり 様

R7 年 2 月 16 日

下記のとおり 申し上げます 登録番号 T2360001014110

税込 合計金額		#2,541-		消費税額等		231	
月 日	品 名	数量	単 価	金 額	税 抜	税 込	税率 (%)
	文具代				2310	00	
合計 (税抜・税込)		税率	10 %	消費税額等	231	2310	
		税率	%	消費税額等			

コクヨ テ-35

- 事務用品代【コピー用紙 (A4、B4) 代】

2025年02月20日 (木)

領 収 証

下地 康教 様

コピー用紙 A4, B4 ￥2,996-

上記正に領収しました (消費税等 272円を含みます)
メイクマン宮古店【登録番号：T5360001008472】
沖縄県宮古島市平良字西里1291番地
TEL: 0980-73-7100
明細部品名先頭の「*」印は軽減税率8%適用商品です。
※保管上のお願い
財布等で保管戴く場合は、印刷面を内側に折って保管願います。

担当者 0003-9728-5780

※ 領収証 月別集計 ※
2025年02月20日 (木) 11:54 LG0003

140301内コピー用紙B4 ￥756
140301内コピー用紙A4 ￥2,240
合計 ￥2,996
(内10% 対象 ￥2,996)
(内10% 対象 ￥272)
(税合計 ￥272)

貴No00170066